

平成16年度各省各庁営繕計画書
に関する意見書

国土交通省

序

本意見書は、国家機関の建築物の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的として、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)第9条の規定に基づき各省各庁の長から送付された平成16年度営繕計画書に関し、国土交通大臣の意見を述べたものである。

官庁施設は、国民の豊かで安全な暮らしを支える共有の資産として、親しみやすく、便利でかつ安全であり、それぞれの用途に応じた機能を十分に発揮できるものでなければならない。このため、その整備にあたっては時代とともに変化する多様な国民のニーズに的確に対応していくことが求められている。

このような官庁施設整備の実現に向け、本意見書の総括意見においては我が国における官庁施設整備の基本的考え方とその主要課題、及び、これらの主要課題に対応するための施策を述べた。また、個別意見においては、各省各庁の長から送付された平成16年度営繕計画書に関し、総括意見を踏まえた技術的観点から、「緊急度判定基準」に基づく施設整備の緊急性、及び、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)に基づく計画の妥当性について個別に意見を述べ、併せて、平成14年度における施設整備の現況等調査の分析結果について報告したものである。

各省各庁は、本意見書における意見を踏まえ、それぞれの施設用途に応じた適正な水準を有する官庁施設の整備に向けた取組を今後とも推進する必要がある。

平成15年8月

第1部 新しい時代の官庁施設の整備

第1章	官庁施設整備の基本的考え方	5
1	官庁施設整備の基本的考え方	5
2	計画的な官庁施設の整備	5
	(1) 営繕計画書に関する意見書制度の適確な運用	
	(2) 官庁施設の整備水準の確保	
	(3) 効率的で適切な官庁施設の保全水準の確保	
	(4) 長期計画に基づく施設整備	
3	透明で効率的な整備プロセスの確保	8
第2章	官庁施設整備における主要課題	10
1	国民のニーズに対応する官庁施設あり方	10
	(1) 地域社会への寄与	
	(2) 環境への配慮	
	(3) 安全の確保	
	(4) 利用者の利便性の向上	
	(5) 長期的耐用性の確保	
2	実施手法の見直しと一層の効率化を図る施設整備のあり方	14
	(1) 国民に分かりやすい施設整備	
	(2) 新たな発想に基づき国民の信頼に応える調達	
	(3) 効率性と実施過程の透明性の確保	
	(4) 適正な価格で良質な施設の整備	
	(5) 効率的・効果的な官庁営繕行政	
第3章	官庁施設整備の主要課題に対するための施策	18
1	国民のニーズに対応する官庁施設整備の推進	18
	(1) まちづくりへの貢献	
	(2) 環境負荷低減への取組	
	(3) 地域の防災拠点の形成	
	(4) 誰もが利用できる施設の整備と情報化への対応	
	(5) ストックの有効活用と耐久性の向上	
2	実施手法の見直しと一層の効率化を図った官庁施設整備の推進	22
	(1) 説明責任の向上とコミュニケーション型行政の推進	
	(2) 民間投資の誘発・活用と入札・契約の適正化	
	(3) 政策評価の導入と事業評価の拡充	
	(4) 総合的な品質確保とコスト縮減の推進	
	(5) 連携の強化と外部委託の推進	

第2部 官庁施設整備の推進

第1章 官庁施設整備の現状	29
第2章 官庁施設整備の推進	32
1 中央官衙	32
(1) 中央官衙整備の推進	
(2) 平成16年度における事業	
2 合同庁舎	34
(1) 合同庁舎整備の推進	
(2) 平成16年度における事業	
3 一般庁舎	35
(1) 一般庁舎整備の推進	
(2) 一般庁舎整備計画	
4 機関移転に係る庁舎	37
(1) 機関移転に係る庁舎整備の推進	
(2) 平成16年度における事業	
5 施設特別整備等	37
(1) 施設特別整備等の推進	
(2) 特別修繕	
(3) 合同庁舎特別整備	
(4) 耐震対策等施設整備	
(5) 筑波研究施設特別整備	
(6) 環境対策施設整備	
(7) 高齢者・障害者施策施設整備	

第3部 営繕計画作成のための基準

第1章 官庁施設の位置、規模及び構造に関する基準	45
1 官庁施設の位置、規模及び構造に関する基準	
2 技術基準の体系化	
3 営繕計画書の立案等における基準の活用	
第2章 技術基準	47
1 官庁営繕関係基準類等の統一化	
2 新営予算単価	
3 新営一般庁舎面積算定基準	
4 官庁施設の基本的性能基準	
5 官庁施設の総合耐震計画基準	

第1部 平成16年度各省各庁営繕計画書及び意見の概要

第1章	平成16年度各省各庁営繕計画書の概要	5 5
1	営繕計画書における所要経費の総括	5 5
2	営繕計画における計画理由の分類	6 1
3	営繕計画の緊急度別分類	6 5
第2章	平成16年度各省各庁営繕計画書に対する意見の概要	7 0
1	官庁施設整備にあたっての留意事項	7 0
2	新たな行政需要に対応し、地域社会に寄与する官庁施設整備	7 0
3	既存ストックの有効活用	7 0
第3章	平成15年度実施施設整備の現況等調査結果の概要	7 2

第2部 平成16年度各省各庁営繕計画書に対する個別意見

	平成16年度各省各庁営繕計画書に対する個別意見	7 5
--	-------------------------	-----

總括意見

第 1 部

新しい時代の官庁施設の整備

第1章 官庁施設整備の基本的考え方

1. 官庁施設整備の基本的考え方

官庁施設は、豊かで安全な暮らしを支える国民共有の資産として、親しみやすく、便利でかつ安全であり、それぞれの用途に応じた機能を十分に発揮できるようその整備を進めなければならない。また、膨大なストックとなっている既存の官庁施設について、長期的視点から、徹底した有効活用を図らなければならない。

国民生活に密着した様々な官庁施設の整備に当たっては、国民の代理人としての発注者の責任を強く認識し、国民への説明責任を確実に果たすとともに、時代とともに変化する多様な国民のニーズに的確に対応し、適正な価格で良質なストックとなる施設づくりを進めていくことが求められている。

特に、官庁施設整備における喫緊の課題である地域と連携したまちづくりへの貢献、地球環境の保全、高齢者・障害者等へのバリアフリー施策、高度情報化への対応、震災等に対する防災対策、施設の長期有効活用のための対策について、重点的にその対応に取り組む必要がある。

このため、各省各庁は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年建設省告示第2379号）に基づき、適正な水準を有する官庁施設の整備を行う必要がある。

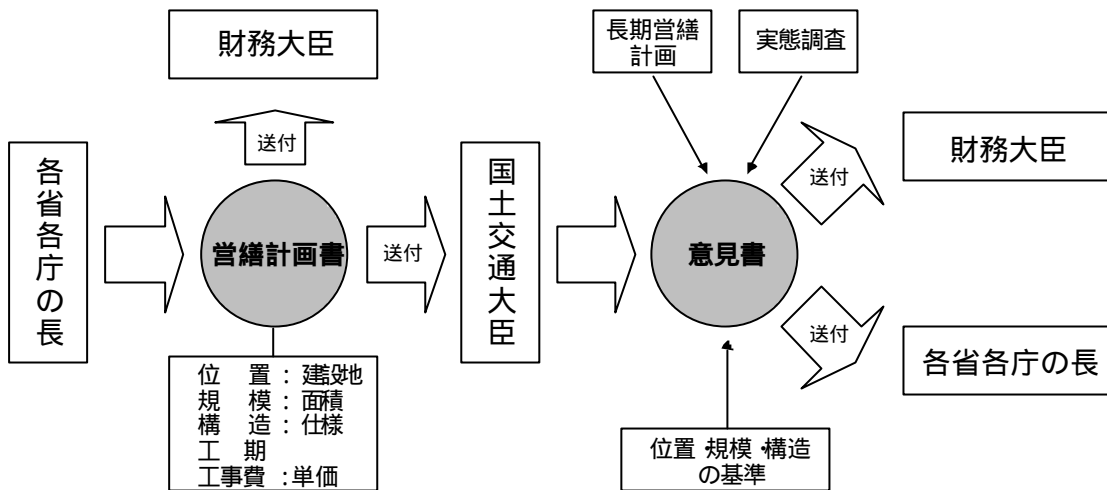
2. 計画的な官庁施設の整備

(1) 営繕計画書に関する意見書制度の適確な運用

国土交通省は、国全体として良質で均衡のとれた施設整備に資することを目的として、各省各庁の長から国土交通大臣に送付される営繕計画書に関して、長期的な展望に立って施設整備を進めるために策定した長期営繕計画及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」を踏まえ、意見を述べている。今後とも、営繕計画書に関する意見書制度のより適確な運用に努め、各省各庁との連携を図り、合理的かつ適性な施設整備を推進する必要がある。

また、緊急性が高く社会的な影響が大きい重要課題については、中央官庁営繕担当課長連絡会議を活用するなど、各省各庁間の緊密な連携のもとに統一的な対応を図るものとする。

営繕計画書に関する意見書制度



(2) 官庁施設の整備水準の確保

国土交通省は、各省各庁の施設整備水準の不均衡を解消し、施設規模の適正化及び施設の質的水準の維持・向上を図るため、「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準」を制定し、その具体的な技術基準として面積算定基準、新営予算単価等の基準類を整備している。これら官庁営繕関係基準類等については、営繕事務の一層の合理化・効率化のため、平成15年3月20日、17の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定された。各府省庁においては、公社、独立行政法人等に移行する組織も含め、「統一基準」の使用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進することとしている。

適正な施設規模が確保された官庁施設の整備

国土交通省は、官庁施設の適正な施設規模を確保し、一般行政事務の高度化・情報化に対応した執務環境の整備など、官庁施設の質的向上を図るため、規模算出の基準として新営一般庁舎面積算定基準を定めている。引き続き、これに基づき所要面積の充足を図るとともに、官庁施設を取り巻く社会情勢の変化に応じた基準の見直しを進め、よりの確な対応を図るものとする。

適正な予算単価に基づく官庁施設の整備

国土交通省は、官庁施設を取り巻く状況等の大きな変化の中で、官庁施設の質的な整備水準を確保するため、「新営予算単価算定用標準庁舎」に基づき、毎年度、公共工事設計労務単価及び資材価格の変動と所要の質的改善に要する単価の変動を加味して、予算要求単価を算出している。平成16年度においても、今までのコスト縮減の実績を踏まえつつ、引き続き適正な単価の設定を図るものとする。

適正な基準体系に基づく官庁施設の整備

国土交通省は、近年の社会経済情勢の著しい変化に伴い、多様化、高度化した行

政機能に対し、官庁施設の性能や品質を柔軟かつ的確に対応できるものとするため、平成13年6月、「官庁施設の基本的性能基準」を制定した。この基準は、適切な性能と品質を確保した施設整備を実施するため、官庁施設の基本的性能項目とその整備水準を示し、個別基準とともに基準体系を構築している。

(3) 効率的で適切な保全水準の確保

官庁施設は、良質な社会資本のストックとして、長期間にわたり国民の社会経済活動に有効に活用されることが強く求められている。このため、施設の性能や機能が常に十分発揮されるよう適切な保全を行い、長期的耐用性を確保するとともに、運用段階における維持管理の効率的な執行及びエネルギー使用量や光熱水費の低減を図る必要がある。

また、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）において「既存ストックの有効活用」を図ることとされ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月閣議決定）においても、その具体的な取組を進めることとされたほか、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成12年9月閣議決定）において、施設の耐久性の向上及び省資源・省エネルギー化を図ることによりライフサイクルコストの低減を図ることとされている。

平成14年3月に社会資本整備審議会から、「官庁施設のストックの有効活用のための保全の指導のあり方に関する答申」において、技術的基準については周知・徹底をより確実なものとするために政令化すべきとの答申を受けたことから、現在、保全に関する技術基準の設定及び官庁施設の施設管理者に対する適切な保全指導の方策について検討を進めている。

(4) 長期計画に基づく施設整備

長期的な展望に立った良質なストックとしての官庁施設の整備を計画的に推進するため、官庁施設のうち行政機関の庁舎については、「第四次官庁施設整備10箇年計画」（平成13～22年度）を基本とし、本計画に社会経済情勢の変化を踏まえた適切な見直しを加え、官庁施設の整備を実施する必要がある。

また、「社会資本整備重点計画法」（平成15年3月31日法律第20号）に基づき、官庁施設のバリアフリー化、防災拠点官庁施設の耐震対策、環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備等に関して、指標を定め整備を実施する。

中央官庁の整備

「東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設」の都市計画は、我が国の行政中枢機能を集中配置し、国際都市としての首都にふさわしい環境と景観を有する一団地とすることを目指してきた。この実現のために「市街地環境の整備の促進の

ための方策に関する答申「中央官衙（霞が関団地）整備計画の基本方針」（昭和51年12月建築審議会答申）に沿い、国会等の移転に関する検討状況を踏まえつつ、長期的な展望に基づく整備を行うものとする。また、平成13年4月の緊急経済対策及び同年6月の都市再生プロジェクト（第一次決定）を受け、PFI手法による中央合同庁舎第7号館の整備を含む既存街区の再開発を推進する。

合同庁舎の整備

官庁施設の集約・合同化は、利用者の利便の向上及び公務の能率増進を図るために有効であるばかりでなく、土地の高度利用及び建設費の節減においても効果的であり、将来の行政需要の変化に応じた庁舎の使用調整が比較的柔軟に行うことができることから、施設の長期的な活用の点でも有効である。

このため、官庁施設の整備に当たっては、各省各庁との調整を図りつつ、計画的に合同庁舎の整備を推進する。また、防災上の重要度に応じて、建築物全体としての総合的な耐震性能の向上を図る。

一般庁舎の整備

業務の内容、立地条件等の制約により、一般庁舎として建設することが適当な施設については、現有施設の老朽・狭あいの進行、敷地条件の変化等の要因を総合的に分析し、緊急性が高いものから計画的に整備を行う。

既存の官庁施設の有効利用を図るための整備

膨大なストックとなっている既存の官庁施設の劣化した機能の回復と有効利用、様々な要因により低下している執務環境の望ましい水準への改善、行政に求められる新しい社会的要請への対応等を目的として、良好な施設機能の維持と耐久性の確保を図る計画的な修繕・改善を推進する。

特に、耐震安全性の目標に応じた総合的な耐震性能の向上、高齢者・障害者等の円滑な利用に資するバリアフリー化の推進、機能更新の際の環境負荷低減対策等について緊急性の高いものから計画的に整備を図る必要がある。

独立行政法人に移行した機関の施設の整備

平成13年4月以降、独立行政法人に移行した機関の施設整備については、独立行政法人化の趣旨に鑑み、独立行政法人自ら行うことが前提となる。しかし、一方で、これらの施設は国費を用いて整備されることとなる。このため、官庁施設整備に関する技術基準を活用するなどして、それぞれの機関の特性やニーズに対応した中長期的な整備計画を適切に策定し、計画的、効率的な整備を図ることが望まれる。また、前述した官庁施設整備の基本的考え方に基づき整備水準が確保されることが望まれる。

3. 透明で効率的な整備プロセスの確保

社会経済環境が激変し、低成長社会への本格的な移行により行政分野での投資余力が

減退しており、社会の成熟化と多様化する社会ニーズの変化を受け、規制改革が一層強く求められているなど、行政分野に大きな変化が起こっている。行政分野に対しては、これまで以上に、官民の役割分担の徹底、NPMへの指向等の要求が高まっており、顧客指向・成果主義、プロセスを重視する説明責任が強く求められている。行政の一層の効率化、透明化・公平性の確保の重要性はますます高まっている。

官庁施設整備に関しても、行政全般に共通する環境変化に加え、特にストックの有効活用への移行、官民の役割分担（パートナーシップ）の変化、IT技術の進展等、取り巻く環境は大きく変化している。

これらを踏まえ、施設整備部局においては、良質な官庁施設を整備することはもちろん、そのプロセスにおいても、一層の効率化を図るとともに透明化・公平性の確保をより徹底していかなければならない。平成14年度においては、各府省庁において官庁営繕関係技術基準の統一化を行うとともに、競争参加資格申請手続の一元的な受付や電子入札の統一化に向けた検討に着手したところであるが、このような官庁営繕事務の統一化については、今後とも一層の推進を図っていく必要がある。

第2章 官庁施設整備における主要課題

1. 国民のニーズに対応する官庁施設のあり方

(1) 地域社会への寄与

官庁施設は、都市を構成する主要な機能の一つであり、適切な位置に一定のまとまりを持って計画的に整備することにより、利用者の利便及び公務能率の向上に資するものとなる。さらに、地方公共団体との連携の下、地域の特色や創意工夫を活かし、地方公共団体の地域整備計画との整合の図られた整備を推進することは、都市または地方生活圏の拠点の形成、良好な市街地環境の創造に大きく貢献するものである。

このような観点から、官庁施設の整備に当たっては、都市の中核施設となるとともに地方生活圏における交流拠点を形成する役割を担うものであることを再認識し、中心市街地活性化の観点に加え、広域での都市サービス機能の適正な配置についても考慮する必要がある。

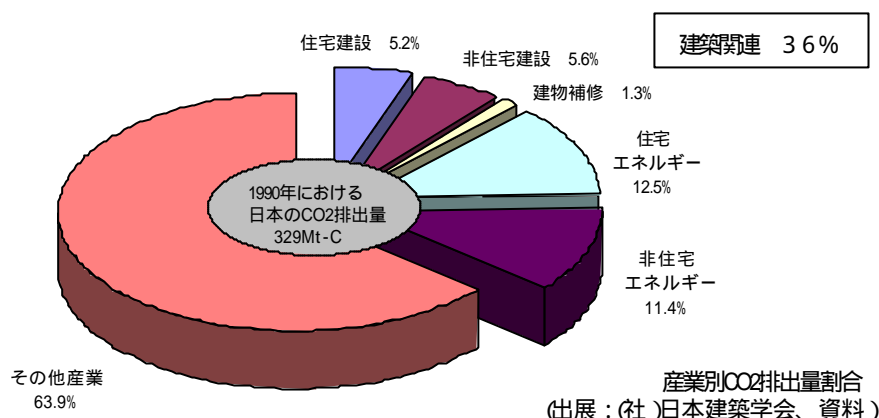
また、官庁施設は街並みや都市景観を構成する主要な要素でもあることから、地域社会の共有財産として、美しいまちづくりを誘導する核として整備を図る必要がある。

広域的な機能配置の取組として、東京一極集中を是正し国土の均衡ある発展を促進するため「多極分散型国土形成促進法」（昭和63年法律第83号）に基づく、国の行政機関等の移転に関する閣議決定を受け、引き続き官庁施設の円滑な移転整備を推進する必要がある。

(2) 環境への配慮

環境問題については、建設副産物の適正処理などの国民生活に近接したことから、ヒートアイランド現象等の都市環境、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境保全に至るまで多岐にわたり、その対策を推進することが必要である。

地球温暖化対策に関しては、平成9年12月に地球温暖化防止会議京都議定書が採択され、平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」が政府の地球温暖化対策推進本部で決定された。このうち、民生部門に分類される建築関連分野においては、我が国のCO₂総排出量のうち36%を占めており、CO₂排出量を1990年度比2%減とすることを目標としている。



このほか、循環型社会の形成を促進するため「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）が制定され、国等の公的機関は率先して、環境物品等への需要の転換を図ることとされている。また、我が国では、資源利用の約50%を建設資材が占めるとともに、産業廃棄物全体の最終処分量の40%を超える量を建設廃棄物が占めている状況にある。今後、人口増大期に建設された建築物等が更新の時期を迎えることから建築解体廃棄物等の発生量も増大していくと予測されており、国土交通省では「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（以下、「建設リサイクル法」という。）を定めている。

官庁施設の整備においては、環境負荷の低減に資する技術を積極的に採用するとともに、その運用段階における適正な運転・監視によるエネルギー使用量の縮減を図るなど、総合的な環境負荷低減対策を進めていく必要がある。

また、建設リサイクル法の全面施行を受け、これまで以上にリサイクルの推進を図り、総合的な建設副産物対策に関する取組を進める等、省資源、省エネルギー型社会の構築に向け、先導的役割を果たしていくことが重要となっている。

（3）安全の確保

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、官公庁施設も少なからず被害を受け、通信設備や電源設備の被害、ライフラインの途絶等により、行政サービスの提供のみならず、情報収集・伝達等、保有すべき地震防災機能が発揮できなかった事例も数多くあった。また、平成13年3月の芸予地震においては、公共建築物等の天井材等、非構造部材が落下する被害が多く見られ、総合的な耐震性能の確保の重要性が再認識された。また、急傾斜地等において多発している土砂災害対策、集中豪雨による地下空間浸水対策、都市における土壤汚染対策等、安全の確保に関する新たな課題も生じ

ている。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）が施行後、国土交通省では、平成8年10月に「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を制定し、各省各庁、地方公共団体等に周知するとともに、広く公表している。これらの基準は、官庁施設として必要な耐震性能の確保を目的として、官庁施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性に関する基本事項について定めるとともに、施設の維持管理についても定めている。

官庁施設の整備に当たっては、安全で災害に強い国づくりに寄与するため、これらの基準に基づく総合的な耐震性能の確保及び既存施設の計画的な診断並びに所要の改修整備を推進する必要がある。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓から、地震防災機能を担う国、地方公共団体、公共・公益機関の連携が特に重要であることが認識されており、官庁施設の整備に当たっては、これらの機関等との有機的な連携に配慮した施設づくりに努める必要がある。

（4）利用者の利便性の向上

我が国では、本格的な少子・高齢社会の到来とともに、高齢者や障害者を含む全ての人々が自立した社会の一員として参画できる、生き生きとした社会を実現することが重要な課題となっている。

平成7年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、平成7年12月に政府の障害者対策推進本部において「障害者プラン」が策定された。また、平成6年6月には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）（ハートビル法）、平成12年5月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）（交通バリアフリー法）、が制定され、平成15年4月には「ハートビル法」の改正が行われた。

幅広く国民が利用する官庁施設の整備に当たっては、高齢者や障害者を含む全ての人々が円滑に利用できるように、ユニバーサルデザインの視点に立つ、さらにきめ細かな施策を推進する必要がある。

また、近年の高度情報化社会の進展は、国民生活の中に様々な形で浸透してきている。行政分野においても「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月閣議決定）を踏まえ、各省各庁は、総合的かつ効率的で的確な行政の実現と、分かりやすく透明性の高い行政サービスの提供を目指した情報施策を推進しているところである。平成12年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）（IT基本法）が成立、13年1月には「e-Japan戦略」が決定されるなど、IT革命の推進に向けた取組がなされており、政府自身も平成15年度までに電子政府の実現を行うこととしている。また、15年7月には、IT戦略の第2弾と

して、ITの利活用戦略を柱とした「e-Japan戦略」が決定され、「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を目指すための様々な方策等が示されたところでもある。一方で、一般行政事務分野での情報通信機器の大幅な導入の影響により、執務者に与える新たなストレスが生じることが懸念されている。

このため、官庁施設の整備に当たっては、執務能率の向上を図り、利用者が快適に行政サービスを楽しむことができる施設整備水準を確立し、今後の行政情報化に十分対応可能で、かつ、ゆとりとうるおいのある施設の整備を推進する必要がある。

(5) 長期的耐用性の確保

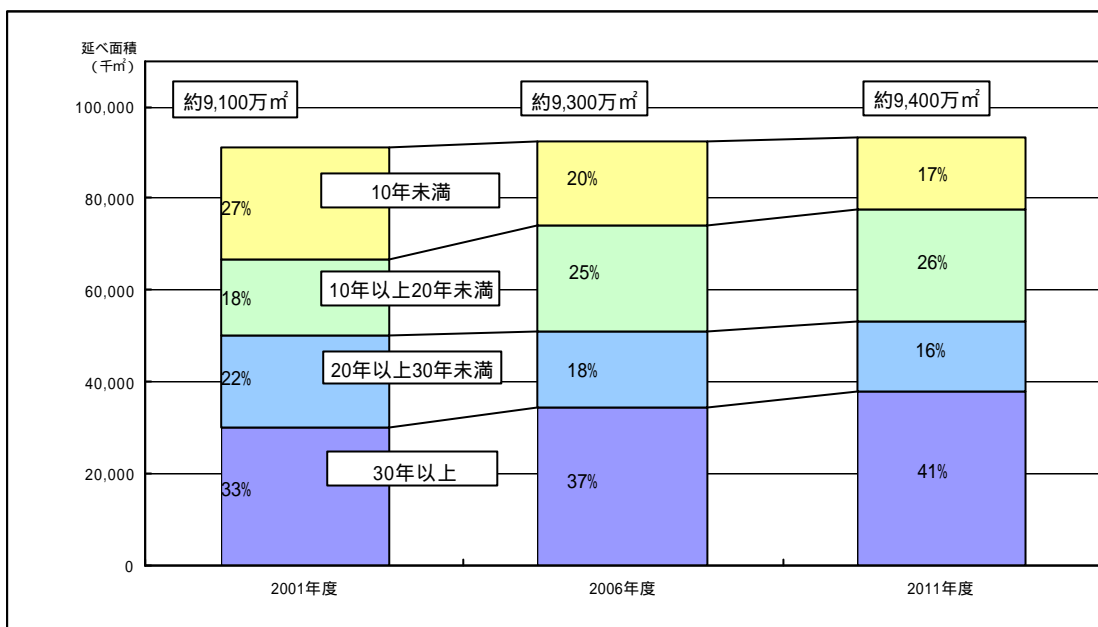
社会経済情勢の変化を受け、より効率的な財政投資が一層強く求められている中、今後の社会資本の整備に当たっては、更なる長寿命化を目指し、資源の有効利用と環境負荷の低減を図ることが求められている。

膨大なストックを形成している官庁施設は、10年後には、建築後30年以上経過した施設が40%を超えると予想される一方、機能劣化に対する安全性の確保や高度情報化、バリアフリー化など社会的ニーズに対応するための適切な機能改善も行う必要がある。今後、修繕や改善の費用が増加することが予想される。また、ライフサイクルコストの低減や地球温暖化対策の観点からの二酸化炭素排出量抑制等の環境保全に対する取組も重要な課題となっている。

このため、国民共有の資産である官庁施設の整備に当たっては、長期間、良好なストックとして活用できる基本的性能を持つ施設整備を行うことなど、良質で、かつ、長期的耐用性を有するものとして整備を推進する必要がある。

官庁施設のうち特に庁舎については、社会情勢・行政ニーズの変化、情報通信機器の導入に伴う施設の利用状況の変化、また、執務機能等を支援する設備機器・配管等の機能の劣化による更新、といった様々な状況の変化に柔軟に対応することが求められる。このため、社会情勢の変化に的確に対応可能で、建築及び設備のそれぞれの特性に応じた計画的かつ総合的な改修・改善（リノベーション）にも配慮したフレキシビリティのある官庁施設を整備する必要がある。

さらに、膨大な既存官庁施設のストックに係る修繕関連費の増大や地球環境保全に鑑み、既存の施設を可能な限り有効に活用するために、適正な保全を図る必要がある。保全に関する評価等を施設整備に的確にフィードバックする方策の充実等、保全と施設整備の連携を強化する必要がある。



国家機関の建築物のストックの長寿命化（将来予測）

財務省国有財産情報公開システムデータより推計
 （施設管理形態が今後とも同等と仮定し、2002年3月31日を基準に算定）

2. 実施手法の見直しと一層の効率化を図る施設整備のあり方

（1）国民に分かりやすい施設整備

社会資本の整備水準の向上と、環境への意識の高まりなど、行政に対する国民のニーズの多様化を背景に、公共事業については、工事の発注に関する批判から大規模プロジェクトの必要性を問う議論に至るまで、国民の厳しい視線が注がれてきた。国民の理解を得ながら社会資本整備を進めていくためには、公共事業の各実施段階を国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図ること、幅広い情報を積極的に国民に提供し共有していくことが必要である。

また、社会資本整備や地域づくりは、本来、国民と行政の協働、共創作業である。人の生活と自然との関係、社会資本と地域文化との関係までを視野に入れたコミュニケーションを通じて、国民と行政の信頼関係をもとに良質な社会資本の蓄積を行っていく必要がある。

官庁施設は、施設そのものが国民共有の資産であることはもとより、地域の中核施設として機能する場合も多いことから、事業実施過程の透明性を高め、国民や地域とコミュニケーションを図りながら、社会的な合意を円滑に形成しつつ整備を推進していく必要がある。

（2）新たな発想に基づき国民の信頼に応える調達

社会資本の整備に当たっては、従来の手法にとらわれることなく、新たな発想に基

づき、民間事業者の創意工夫を活用することが重要である。「緊急経済対策」（平成13年4月経済対策閣僚会議）を踏まえた「都市再生プロジェクト（第一・二次決定）」（平成13年6月・8月都市再生本部）により、中央官庁施設等公共施設等の建設、維持管理等に当たって、民間の資金やノウハウ等を活用したPFI方式を積極的に導入するとされており、引き続き検討を進める必要がある。

また、平成6年1月に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が策定され、工事における一般競争入札方式及び設計業務委託における公募型プロポーザル方式等が導入され、平成8年1月に発効したWTO政府調達協定を実施するため、国の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令が改正されてきた。平成10年2月には中央建設業審議会において「『建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向性について』～技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い競争環境の整備～」が建議され、民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の導入等が示された。

さらに、平成12年11月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「適正化法」という。）が制定され、翌年3月、同指針（適正化指針）が閣議決定され、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るための様々な措置に関するガイドラインとして示された。

官庁施設の整備に当たっても、これらの新たな入札・契約手続の的確な運用により、その透明性・客観性及び競争性の一層の確保を図る必要がある。

（3）効率性と実施過程の透明性の確保

公共事業については、国民からその必要性、効率性に関し厳しい指摘を受けているものもある。公共事業の実施に当たっては、限られた財源を最大限有効に活用する努力を払うとともに、そのプロセスについて透明性を向上し公正さを確保することが公共事業発注者の責務となっている。国土交通省を始めとする公共事業関係省庁は、平成10年3月、公共事業の再評価システムの導入及び新規事業の採択時の費用対効果分析について取りまとめ、内閣総理大臣に報告した。さらに、国土交通省では、平成13年7月、営繕事業を含む「その他施設費」に係る新規事業採択時評価及び再評価の実施要領を策定し、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の確保に努めることとした。

平成14年4月には「行政機関が行なう政策の評価に関する法律（行政評価法）」が施行され、政策の事前評価、業績測定、プログラム評価の実施のほか、個別事業についても、新規事業採択時評価、再評価の実施が位置付けられている。

官庁施設の整備に当たっては、事業の新規事業採択時評価及び再評価について適切に行い、その結果を公表するとともに、事後評価を導入することにより、事業評価シ

ステム全体の拡充を図る必要がある。

(4) 適正な価格で良質な施設の整備

公共工事のコスト縮減については、平成9年4月に政府が策定した行動指針に基づき、平成9年度から11年度の3年間で一定の成果を得られたものの、依然として厳しい財政状況の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されており、平成12年9月、政府は「公共工事のコスト縮減対策に関する新行動指針」を策定し、新たなコスト縮減施策を進めていくこととした。

しかしながら、効率的に社会資本整備を進めていくためには、これまでに実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることに加えて、新たな縮減施策への取組が重要な課題となっている。このため、平成15年度からは、公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「コスト構造改革」に取り組むこととしている。

官庁施設の整備においても、コスト縮減に資する諸施策を速やかに実施するとともに、その効果が可及的速やかに得られるよう最大限の努力を行う必要がある。また、今後は、これまでの成果を活かしつつ、持続的かつ発展的にコストの縮減に取り組む必要がある。

一方、公共事業のコスト縮減の推進と競争性の拡大はいずれも工事の品質を確保することが前提であり、公共工事の品質確保は極めて重要な課題となっている。そのためには、まず発注者の役割・立場を整理し、発注者と受注者間の責任範囲を明確化することが必要である。国土交通省は、平成10年2月「公共工事の品質確保等の行動指針」を策定し、品質確保に関する諸施策を示した。また、発注者責任研究懇談会において、国、地方公共団体等発注者は「公正さを確保しつつ良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達する責任」を有していること、そしてその責任を果たすための役割等が示された。

官庁施設の整備に当たっても、発注者としての責任を果たしつつ良質なものを調達することが必要である。また、品質確保のため技術者・技能者の技術力の向上、技術研究開発の促進と技術基盤の整備、品質を担保するための方策の整備等が必要である。

(5) 効率的・効果的な官庁営繕行政

国民共有の資産である官庁施設の整備に際しては、利用者の利便性の向上、職員の公務能率の向上のほか、近隣住民および国民にまで視点を拡大した多様な顧客に対する満足度の向上を図る必要がある。

現下の厳しい財政状況において、行財政改革の推進は喫緊の課題であり、営繕事業をこれまで以上に効率的・合理的に推進するためには、各省の枠を越えた関係事業間の連携強化、基準類の統一化等による施設整備水準の統一及び行政手続の統一化等による事務の効率化が必要である。

また、膨大なストックとなっている国家機関の建築物全体の有効利用と今後の計画的な整備の推進を図るため、適正な保全の実施、評価及び改善を行うとともに、官庁施設整備に関するデータの体系的な再整理が必要である。

効率的・効果的な官庁営繕行政を推進するためには、官庁営繕の本来あるべき姿を再構築し、国民からの負託及び時代の要請に応えつつ常に果たすべき役割を見極め、着実に実施していく必要がある。

第3章 官庁施設整備の主要課題に対するための施策

1. 国民のニーズに対応する官庁施設整備の推進

行政サービスに対する国民のニーズは、今後さらに高度化・多様化していくことが想定される。国民ニーズに、より一層的確に対応した整備を推進するとともに、ゆとりと
うおいのある快適な執務環境を有する官庁施設の整備を推進する。

(1) まちづくりへの貢献

利用者の利便の増進や官公庁間の公務連携の効率向上を図るとともに、良好な市街地環境の形成に資するため、また、市町村による地域の特色や創意工夫を活かしたまちづくり計画に基づき、魅力と賑わいのある都市の拠点の形成を図るため、快適で質の高い地域づくり・まちづくりに貢献する官庁施設の整備を推進する。

さらに、官庁施設を地域の活性化のための資源として再認識し、継続的な地域とのコミュニケーションを図ることで、それぞれの特性やニーズを把握した、地域との連携による官庁施設の整備を推進する。

また、官庁施設の整備に当たっては、地域の歴史的、文化的環境及び自然環境を十分考慮し、街並みへの配慮、緑化、歴史的建築物の保存・活用等を通じて景観に配慮した施設整備を推進する。



歴史的建築物の保存・活用例 (国立国会図書館国際子ども図書館)

国の行政機関等の移転に係る官庁施設の整備に当たっては、国の地方支分部局の集团的移転及びその他の研究・研修機関等の移転の円滑な推進に努め、まちづくりと連携した地域に貢献する施設整備を行う。

国土交通省は、従来から一団地の官公庁施設及びシビックコア地区整備制度を活用した官庁施設の整備を行ってきており、引き続きこれに基づく整備を推進するとともに、関連する都市整備事業と連携を図りつつ、地方公共団体の施設や民間建築物と総合的・一体的な整備を推進する。

(2) 環境負荷低減への取組

環境負荷の低減及び豊かで快適な環境の創造のため、官庁施設の整備に当たっては、周辺環境への配慮、運用段階の省エネルギー・省資源、長寿命化、エコマテリアルの使用及び適正使用・適正処理の観点から総合的な対策を講じる。

また、環境ホルモン物質、ダイオキシン問題や室内環境汚染（揮発性有機化合物（VOC））によるシックビル症候群などの地域環境・室内環境問題について検討を進めるほか、豊かで快適な生活の創造の観点から、総合的な環境負荷低減対策を図った良質な施設の整備を推進する。

建設リサイクルについては、「建設リサイクル法」等に基づき、事業の計画、設計、積算、工事の各段階において、建設廃棄物の発生抑制、再利用、適正処理等を積極的に推進する。



グリーン庁舎のイメージ図

国土交通省は、ライフサイクルCO₂排出量を主な指標として、その低減に配慮した環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進するとともに、膨大なストックを抱える既存施設についても、環境配慮診断・改修（グリーン診断・改修）を推進し、環境負荷低減に努める。また、太陽光発電等の新エネルギーの導入、屋上緑化等、生活にゆとりと潤いをもたらす整備を先導的に推進する。

（３）地域の防災拠点の形成

今後の官庁施設の整備に当たっては、災害応急対策活動に必要な施設を中心として、災害対策の指揮・情報伝達、救助・医療・消火、避難、危険物貯蔵等、その用途に応じて定められる耐震安全性の目標に合わせて建築物全体としての総合的な耐震性能を確保するよう整備を推進する。

さらに、地震防災機能が確保されていない可能性のある既存施設については、災害応急活動施設を中心として、早期に耐震診断を実施し、施設の防災上の重要度、耐震診断の結果等を考慮して、緊急性の高いものから計画的に必要な補強、改修等を実施する。特に、災害対策活動等を行う官庁施設については、通信設備や電源設備のバックアップ機能を備えるとともに、生活用水・燃料等を確保できる施設を整備する。

国土交通省は、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（平成８年１０月）に基づく整備を推進するとともに、シビックコア地区整備制度を活用し、地方公共団体の施設整備や関連する都市基盤整備事業との適切な役割分担のもと、防災関係機関相互の円滑かつ効果的な連携が可能となるような防災拠点の整備を推進する。



防災機能を備えたシビックコア地区（高松）

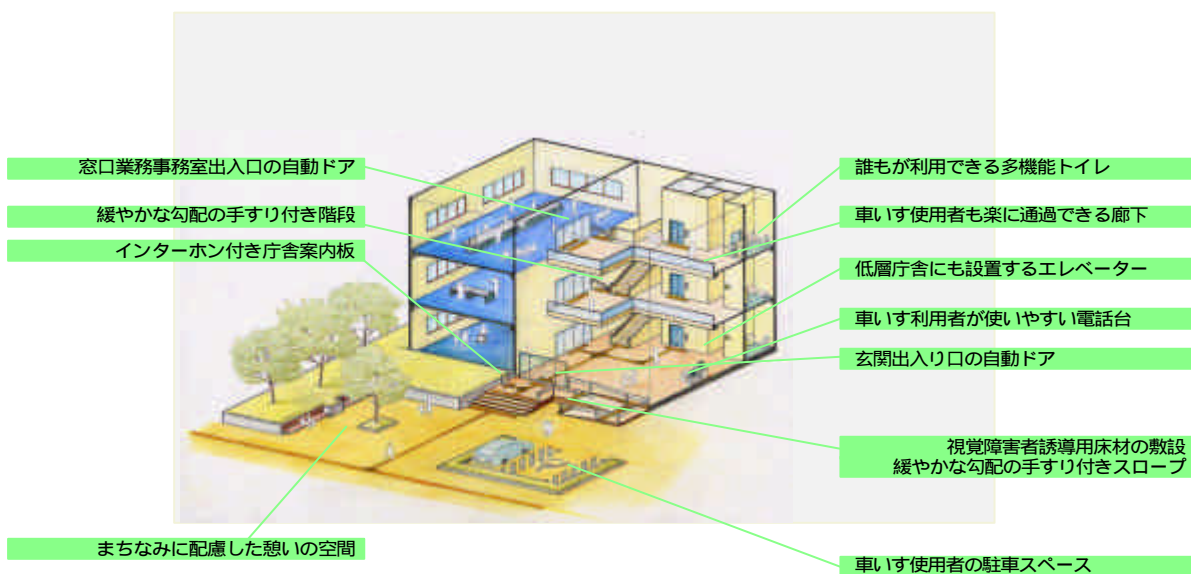
(4) 誰もが利用できる施設の整備と情報化への対応

「ハートビル法」の趣旨を踏まえ、高齢者・障害者等の利用に、よりきめ細かく配慮したバリアフリー化のための施策を推進し、窓口業務を持つ官署の入居している全ての官庁施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう、所要の施設整備を早急に行う。

さらに、国土交通省は、従来の施策の内容をより一層発展させた高度なバリアフリー化を推進するとともに、地方公共団体等と連携を図り、シビックコア地区等まちづくり計画の中でバリアフリーに関する整備内容の調整、案内表示の充実等を進めるほか、今後、ユニバーサルデザインの導入に向けて検討を進める。

一方、官庁施設の整備に当たっては、政府の行政情報化推進施策を踏まえつつ、行政サービスの高度化に資するため、霞が関WANの活用、情報の大容量化、施設のO Aフロア化を含む情報化対応を推進するとともに、各省各庁の業務形態等に即した施設面の情報セキュリティを確保できる安全性・信頼性対策を充実強化する。

国土交通省は、情報通信機器の導入を地方出先機関まで可能とするため、執務環境等の整備、施設内あるいは施設間の行政情報ネットワークの整備を行うほか、国民と行政との双方向の情報交換を可能にする行政情報プラザの整備を推進する。



高度なバリアフリー化庁舎のイメージ

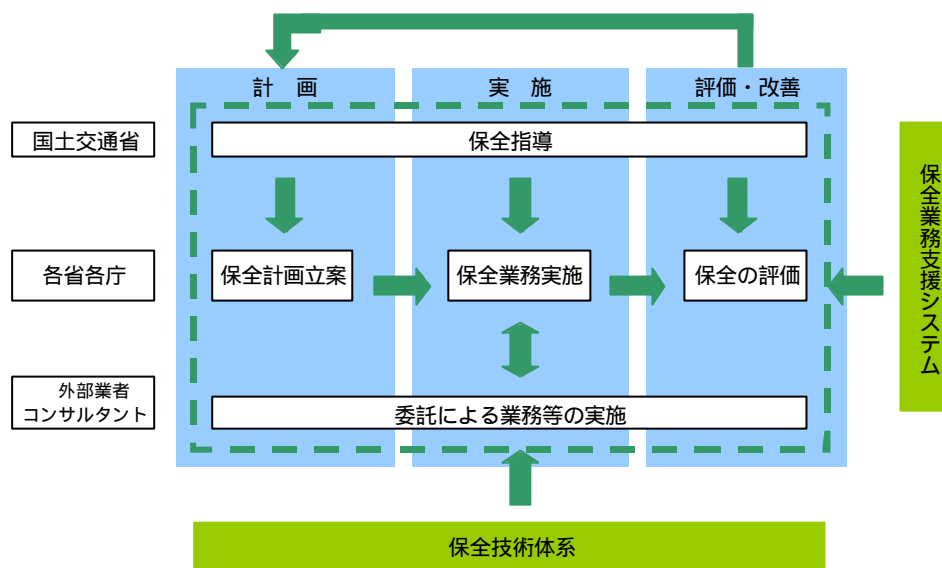
(5) ストックの有効活用と耐久性の向上

官庁施設として必要な性能を確保するには、既存施設を可能な限り有効活用することが重要である。このため、機能劣化への適切な対処により信頼性の確保を図るとともに、防災機能の確保、環境負荷低減、高度情報化、バリアフリー化など新たな社会的ニーズに対応し、成熟社会にふさわしい品質を備えたものとするよう適切な機能更

新を行う。

さらに、老朽化等で修繕による対応が困難なもので新嘗による整備を行う場合であっても、限られた財源や資源を有効に活用し、社会情勢の変化に的確に対応できるフレキシビリティのある、長期的耐用性を有した施設として整備を推進する。

国土交通省は、官庁施設の膨大なストックの有効活用を図るため、今後、保全の適正化・効率化に必要な技術的基準の整備と支援体制の充実を推進する。また、保全計画の立案、保全の実施、保全実施状況の評価、改善という保全のマネジメントサイクルを確立するとともに、ITを活用した保全業務支援システムの構築を推進する。



保全のマネジメントサイクルを踏まえたストックマネジメント技術の体系

2. 実施手法の見直しと一層の効率化を図った官庁施設整備の推進

(1) 説明責任の向上とコミュニケーション型行政の推進

官庁施設の整備に当たっては、国民及び利用者、地域住民への説明責任を向上させ、実施過程の透明性を高めた施設整備を推進する。また、必要に応じ、整備内容について国民または利用者から意見を聴き、適切に反映させる手法について検討を進める。

国土交通省では、「公共事業のアカウンタビリティ向上委員会」を設置（平成10年9月）し、「公共工事の説明責任（アカウンタビリティ）向上行動指針」（平成11年2月）において、公共事業の実施を国民から託された国土交通省が説明責任を向上させていくための考え方を、情報の共有化とコミュニケーションの推進、社会資本に関する論点の明確化と臨機の対応、全てのプロセスにおける評価の明確化、

公共調達の不断の改革継続の4点に整理し、具体的な改善方策を示した。また、行政の透明性の向上と対話を重視し、社会資本整備を国民との協働、共創作業として展開していくコミュニケーション型国土行政を体系的かつ積極的に推進することを目的として、平成11年1月に「コミュニケーション型国土行政の創造に向けて」を決定

し、公表した。官庁施設の整備に当たっても、これらを踏まえ、説明責任の向上とコミュニケーション型行政を積極的に推進する。

(2) 民間投資の誘発・活用と入札・契約の適正化

社会資本の整備に当たっては、民間投資の誘発・活用や都市の再生が課題となっている。こうした状況の下、国土交通省は、大都市圏において、民間施設と一体となって都市拠点を形成するような官庁施設の整備については、原則として民間資金、能力を活用したPFI方式を導入することとする。

また、入札・契約制度の改革に伴い増大する入札・契約手続、工事監督業務及び検査業務の円滑な実施を図るとともに、入札における透明性・公平性・競争性の確保のために、積算数量の公開、予定価格及びその積算内訳の事後公表を引き続き実施する。さらに、電子入札を全面導入するとともに、総合的なCALS/ECの実現に向けた検討を進めることとする。

入札契約手続については、総合評価落札方式、設計・施工一括発注方式、ISO9000シリーズの適用等、多様な入札方式の試行を通じ、技術力を重視した入札方式の検討を進めるとともに、入札参加者の適正な選定のため、技術審査を的確に運用することとする。また、基準類の国際化への対応や外国企業の参入等、建設市場の国際化に関する所要の施策を引き続き適切に講ずることとする。

さらに、平成14年3月の「公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて」に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の徹底とフォローアップ、入札契約制度に係る運用改善、不良・不適格業者の排除等の方策を実施し、発注者としての責任を果たすこととする。

(3) 政策評価の導入と事業評価の拡充

政策評価については、真に国民の立場に立ったものとし、評価結果を活用した顧客重視・成果重視のマネジメントを体系的に確立するため、政策評価を的確に行うこととする。

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、全ての官庁施設について事業評価手法の検討を進め、導入を推進する。また、事業評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、今後の事業の推進に適切にフィードバックを図るものとする。

国土交通省は、所管予算に係る官庁営繕事業について、事業の再評価システム及び新規事業採択時の評価を平成10年度から導入したところである。今後は、新しい実施要領に基づき、事業採択後一定期間経過後で未着工の事業や長期にわたる事業等を対象に事業の再評価を行い、その結果に基づき必要な見直しをするとともに、新規事業採択時評価について、費用対効果分析を含む事業の効果と、従来の事業の緊急性、

計画の妥当性と併せた総合的な評価を実施することとする。さらに、施設の完成後一定期間が経過したものについて、所期の効果が表れているかを検討する事後評価についても実施する。

(4) 総合的な品質確保とコスト縮減の推進

国土交通省は、各省各庁における基準の標準化、統一化により作成された省庁共通規格及び「公共建築工事標準仕様書」等を踏まえ、総合的な品質確保に資する技術基準類の所要の改訂を行う。また、官庁施設の一層の品質確保のため、ISO9000の認証を取得している請負者の品質管理手法を有効に活用するとともに、電子情報を有効に活用するため建設CALSの導入促進を図る。このほか、工事監理業務の適切な履行の確保を目的として制定された建築工事監理業務委託契約書及び同共通仕様書の適切な運用を図ることとする。

また、建設工事現場においては、若年労働者の不足と作業員の高齢化が深刻な問題となりつつある。官庁施設の整備に当たっては、施工合理化工法や施工新技術の活用を進めるとともに、優秀な技術者を現場に導入するため、資格制度の有効活用を図ることとする。

建設コストについては、これまでの縮減方策を踏まえ、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性等の官庁施設が本来備えるべき性能及び品質を確保しつつコスト縮減を推進する。今後は、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着、新たなコスト縮減施策の推進及び工事コストの低減だけではなく、工事の時間的効率性の向上、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減等を含む総合的なコスト縮減を図ることとする。

国土交通省は、コスト縮減や性能向上に有効な設計VEを一層推進するとともに、営繕積算基準等の統一と公開、営繕積算システムの機能拡充及び利用拡大、市場単価方式の拡大による積算の合理化を推進する。さらに、入札時VE方式及び契約後VE方式の試行を推進するほか、工事の平準化等の方策を推進する。

(5) 連携の強化と外部委託の推進

行財政改革の推進が図られる中、顧客の視点に立ち、良質な官庁施設及びサービスを効率的に提供するため、営繕事業を効率的かつ効果的に実施する。

このため、各省各庁の連携のもと官庁施設の整備水準等の設定及び実施に関する技術基準類等の統一化をより一層推進するとともに、設計業務等を民間に委託し民間活力の活用を図るための所要額の確保、委託業者の選定及び評価手法の確立等必要な措置を講ずることとする。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、入札・契約の適正化を図るため、統一的、整合的な取組が求められており、発注者相互の連絡、協調体制の強化が必要である。このため、中央

官庁営繕担当課長連絡会議等を活用し、連携の強化に努めることとする。

このほか、施設の維持管理に際しては官庁施設を常に良好な状態に保ち、良質な行政サービスを提供する必要があることから、計画的な保全の実施のための施設管理者に対する適切な保全指導及び支援体制の整備を行うこととする。

第 2 部

官庁施設整備の推進

第1章 官庁施設整備の現状

行政財産としての建築物の総延べ面積は、平成14年3月末で、約9,128¹万㎡に上っている。国土交通省では、これら国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設について、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）（以下、「官公法」という）第9条の規定に基づき、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関し、国土交通大臣より意見を述べている。

これら官庁施設について意見を述べるためには、官庁施設全体の現状を把握する必要があるが、国土交通省では、現時点においては、このうち「官公法」第9条の2の規定により、その営繕を国土交通大臣が行うものとされている施設を中心に官庁建物実態調査を実施している。これにより官庁施設の実態把握を行い、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関し、技術的観点から施設整備の緊急性及び計画の妥当性について意見を述べるための基礎資料等としている。今後は、官庁施設全体について、より適切に意見を述べるため基礎資料の整備を図る必要があり、官庁施設全体に対する官庁建物実態調査を充実させる必要がある。

平成14年度の官庁建物実態調査（平成15年3月31日現在）の結果は次のとおりである。

調査実施施設の総延べ面積は、10,832,241㎡である（表2.1.1）。総延べ面積を所有区分別にみると、国有建築物の総延べ面積は10,473,379㎡で、全体の96.7%を占めている。一方、公有及び民有建築物の借用面積は358,862㎡となっている。

以下、国有建築物10,473,379㎡について分析を行う。

（1）庁舎形態別（表2.1.1）

中央合同庁舎、地方合同庁舎及び港湾合同庁舎の総延べ面積は3,128,004㎡である。

（2）不燃化（表2.1.1、表2.1.2、表2.1.3）

非木造建築物の総延べ面積は10,423,431㎡、木造建築物の総延べ面積は49,948㎡であり、不燃率は99.5%となる。ただし、建物種類別で見ると、倉庫・書庫が不燃率90%を下回っている。

（3）建築年次別（図2.1.1）

経過年数30年超の施設は、3,389,586㎡、総延べ面積の32.4%を占めている。

（4）老朽度別（図2.1.2、図2.1.3）

非木造建築物の老朽度の目安となる現存率について、80以下の建築物の割合を見ると、昭和62年度に36.8%であったものが、平成14年度には、55%まで増加している。各省別で見ると、現存率80以下の建築物の占める割合が高いのは、財務省、

*1 平成14年3月末時点の総延べ面積には郵政公社、国立病院、国立大学等の施設も含めて計上されている。

法務省、国土交通省で、いずれも15%を超えている。また、これらに内閣府、厚生労働省、農林水産省を加えた1府5省で全体の約92%を占めている。

各省別公民借率・不燃率及び合同庁舎面積

(単位:㎡)

延面積 A	所 有 区 分			構 造 別 (国 有)			合 同 ・ 単 独 別 (国 有)	
	国有面積 B	公民借面積 C	公民借率 C / A	非木造 D	木 造 E	不燃率 D / B	合同庁舎 F	単独庁舎 G
80,365	80,365	0	0.0	80,323	42	99.9	30,832	49,533
1,872,294	1,627,287	245,007	13.1	1,609,914	17,373	98.9	235,780	1,391,507
332,300	332,300	0	0.0	332,282	18	100.0	148,509	183,791
2,058,078	2,045,295	12,783	0.6	2,037,753	7,542	99.6	704,571	1,340,724
103,597	103,490	107	0.1	103,490	0	100.0	0	103,490
2,252,569	2,211,981	40,588	1.8	2,209,039	2,942	99.9	664,972	1,547,009
106,335	106,197	138	0.1	105,756	441	99.6	497	105,700
1,536,170	1,488,692	47,478	3.1	1,485,910	2,782	99.8	345,714	1,142,978
678,499	674,542	3,957	0.6	671,927	2,615	99.6	345,709	328,833
271,550	271,293	257	0.1	271,293	0	100.0	62,587	208,706
1,468,528	1,460,539	7,989	0.5	1,448,634	11,905	99.2	569,530	891,009
71,956	71,398	558	0.8	67,110	4,288	94.0	19,303	52,095
10,832,241	10,473,379	358,862	3.3	10,423,431	49,948	99.5	3,128,004	7,345,375

構造別(国有)、合同・単独別(国有)の面積は、所有区分(国有面積B)を対象としている

表 2 . 1 . 2 用途別不燃率

(単位:㎡)

用途別	項目 A	構 造 別		不燃率(%) B / A
		非木造 B	木 造 C	
本 省	1,302,477	1,300,055	2,422	99.8
附 属 機 関	233,378	226,312	7,066	97.0
1 次 出 先 機 関	1,333,460	1,332,067	1,393	99.9
2 次 出 先 機 関	1,436,042	1,432,972	3,070	99.8
3 次 出 先 機 関	2,663,910	2,656,380	7,530	99.7
4 次 出 先 機 関	877,945	875,626	2,319	99.7
検 査 指 導 機 関	164,770	164,142	628	99.6
試 験 研 究 機 関	329,274	327,078	2,196	99.3
教 育 研 修 機 関	1,527,456	1,514,556	12,900	99.2
そ の 他	604,667	594,243	10,424	98.3
計	10,473,379	10,423,431	49,948	99.5

表 2 . 1 . 3 種類別不燃率

(単位:㎡)

種類別	項目 A	構 造 別		不燃率(%) B / A
		非木造 B	木 造 C	
庁 舎	7,862,896	7,854,982	7,914	99.9
附 属 棟	303,097	290,133	12,964	95.7
倉 庫 ・ 書 庫	120,756	107,943	12,813	89.4
車 庫	258,359	256,401	1,958	99.2
校 舎	546,583	543,603	2,980	99.5
宿 舎	796,057	793,481	2,576	99.7
実 験 棟	189,561	188,200	1,361	99.3
工 場	47,894	45,744	2,150	95.5
特 殊	147,746	145,514	2,232	98.5
そ の 他	200,430	197,430	3,000	98.5
計	10,473,379	10,423,431	49,948	99.5

図2.1.1 建築年次別総延べ面積(国有)
約1,047万㎡/平成15年3月末現在

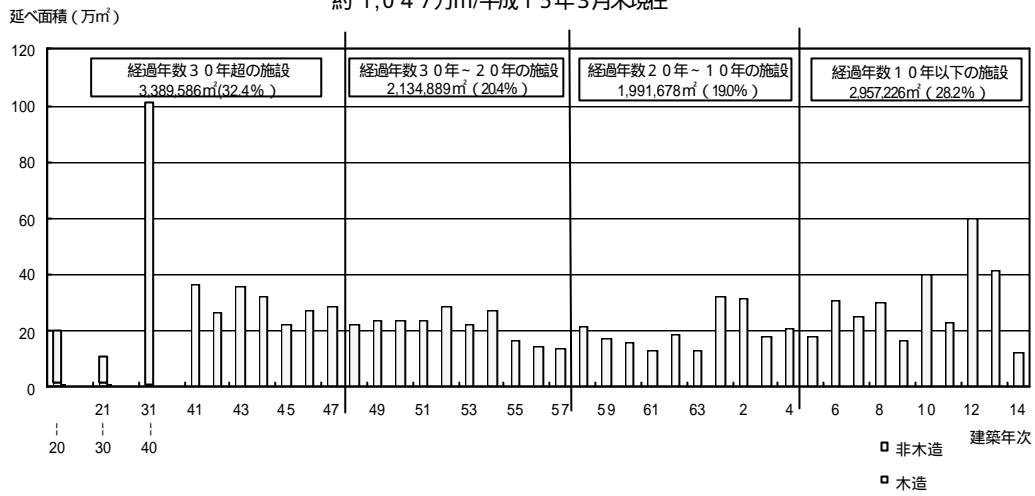


図2.1.2 非木造建築物(国有)現存率別面積構成
(*現存率調査未実施のものは除く)

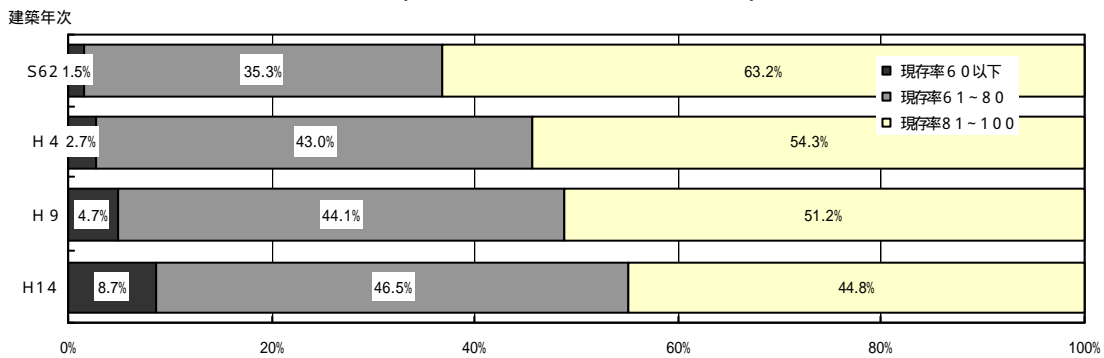
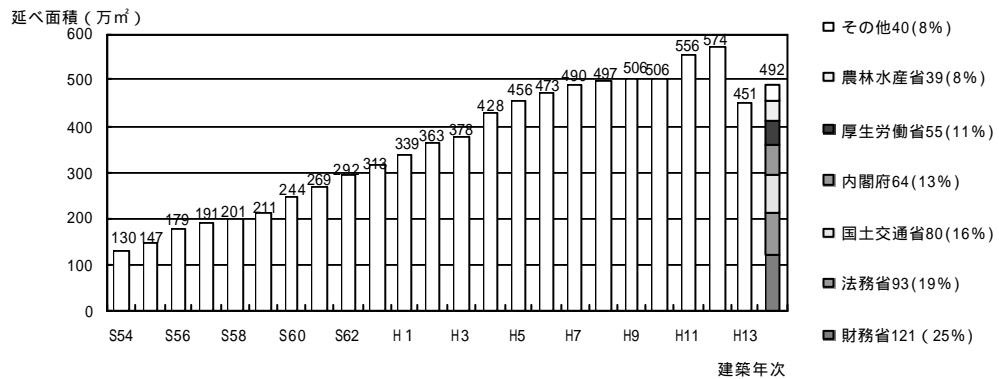


図2.1.3 老朽建築物延べ面積(国有)の推移



第2章 官庁施設整備の推進

1 中央官衙

(1) 中央官衙整備の推進

霞が関を中心とする中央官衙地区は、都心枢要部に位置しており、国政の中核機構をそれぞれの機能に応じて適切に配置、整備するとともに、首都の中心地区にふさわしい環境、景観を持つ地区として整備するため、「東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設」として都市計画決定（昭和33年12月23日建設省告示第2254号）され、その後、数次の都市計画の変更を経て現在に至っている（表2.2.1）。

同都市計画は、防衛庁、宮内庁等立地条件から霞が関団地内に立地することが適切でないものを除く全ての中央官庁を集約し、原則として、立法、司法、行政の各ブロックごとにまとめて配置し、国民の利便と公務の能率増進に資するとともに、都市環境の整備を図ろうとするものである。

表2.2.1 東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設

名称	位置	面積	建築面積の敷地面積に対する割合	建築延べ面積の敷地面積に対する割合	壁面の位置	高度制限	付帯施設建設予定面積	摘要
霞が関団地	東京都千代田区霞が関、永田町、隼町地内	約101ヘクタール	50%以下	500%以下	-	-	-	-

(注)敷地面積とは、都市計画街路、境域内道路又は境界線に囲まれる敷地の部分をいう。

本地区においては、国会議事堂や最高裁判所のほか中央合同庁舎6施設や各省各庁の庁舎等が整備されているが、一部の施設において老朽、狭あい及び施設の分散が生じている。これらを解消するため、中央官衙整備計画を踏まえ施設整備を推進する必要がある。また、団地内の公有地及び民有地については、施設整備の進捗に合わせて関係機関による取得が進められてきたが、平成15年8月現在、約6,000㎡残っており（表2.2.2）、これらの土地について、施設整備の円滑な実施を図る上からも取得を進めていく必要がある。

表2.2.2 霞が関団地内民有地状況

(単位：㎡)

	国土交通省	衆議院	参議院	文部科学省	合計
民有地面積	1,616	2,789	171	1,404	5,980

(平成15年8月1日現在)



- | | | | | | |
|------|-----------------|------|----------------|-------|-----------|
| A 1 | 中央合同庁舎第六号館A棟 | E 19 | 外務省 | L 37 | 衆議院第二議員会館 |
| 2 | 中央合同庁舎第六号館B・C棟 | F 20 | 財務省 | 38 | 参議院議員会館 |
| 3 | 弁護士会館 | 21 | 中央合同庁舎第四号館 | M 39 | 国立国会図書館本館 |
| 4 | 法曹会館 | G 22 | 文部科学省 | 40 | 国立国会図書館新館 |
| 5 | 中央合同庁舎第六号館赤れんが棟 | 23 | 文部科学省別館 | M1 41 | 参議院第二別館 |
| 6 | 東京高等地方簡易裁判所合同庁舎 | 24 | 会計検査院 | - 42 | 永田町合同庁舎 |
| B 7 | 中央合同庁舎第五号館 | - 25 | 特許庁 | N 43 | 参議院議長公邸 |
| 8 | 中央合同庁舎第一号館北別館 | H 26 | 内閣府 | 44 | 衆議院議長公邸 |
| 9 | 中央合同庁舎第一号館本館 | 27 | 衆議院第二別館 | O 45 | 最高裁判所 |
| 10 | 中央合同庁舎第一号館別館 | 28 | 国会記者事務所 | 46 | 国立劇場 |
| 11 | 中央合同庁舎第五号館別館 | I 29 | 首相官邸及び新官邸(建設中) | P 47 | 憲政記念館 |
| C 12 | 経済産業省別館 | 30 | 官房長官公邸 | 48 | 国会前庭(北地区) |
| 13 | 経済産業省本館 | K 31 | 国会議事堂 | Q 49 | 国会前庭(南地区) |
| 14 | 郵政事業庁 | 32 | 衆議院分館 | | |
| D 15 | 警視庁 | 33 | 衆議院別館 | | |
| 16 | 警察総合庁舎 | 34 | 参議院分館 | | |
| 17 | 中央合同庁舎第二号館 | 35 | 参議院別館 | | |
| 18 | 中央合同庁舎第三号館 | L 36 | 衆議院第一議員会館 | | |
- 霞ヶ関団地境界

図 2 . 2 . 1 霞ヶ関団地の官公庁施設現況図

(2) 平成16年度における事業

平成16年度においては、中央官衙整備計画に基づき、中央合同庁舎第7号館（文部科学省・会計検査院・金融庁）（PFI方式）の整備を、都市再生プロジェクトとして進める。

2. 合同庁舎

(1) 合同庁舎整備の推進

国土交通省は、「官公庁施設の建設等に関する法律」第6条の規定に基づき、国民の利便と公務能率の増進、土地の高度利用及び建築経費の節減のため、国家機関の庁舎の整備については合同化を図ることを基本方針として、合同庁舎の建設を重点的に実施してきた。

これまでに、地方合同庁舎のうち第1次出先機関（地方ブロック単位）及び第2次出先機関（県単位）を対象とするもの並びに港湾合同庁舎のうち特定重要港湾及び重要港湾に係る機関を対象とするものについて、整備が進んできたことから、今後は「第四次官庁施設整備10箇年計画」に基づき、地方都市等における第3次出先機関を対象とする地方合同庁舎等の整備を推進するとともに、既存の合同庁舎のうち、経年による老朽化及び行政需要の変化に伴う狭あい化等が著しいものについて、所要の整備を進める必要がある。

また、地方公共団体の庁舎等との合築による国有地の高度利用、一団地の官公庁施設の都市計画及びシビックコア地区整備制度の活用等を通じて、合同庁舎を都市における中核施設として整備することにより、地域の活性化、良好な市街地環境の整備に積極的に貢献していく必要がある。

(2) 平成16年度における事業

地方合同庁舎

地方合同庁舎の建設は、転用及び廃止庁舎を除くと、平成14年度末までに238施設、約2,169千㎡が完成した。平成15年度も7月末までに那覇第2地方合同庁舎A棟が完成し、平成15年度末までに都城、及び十和田の各地方合同庁舎が完成する予定である。

平成16年度には、工事継続中の旭川、新潟第2、七尾第2、中部空港、及び高松の各地方合同庁舎の整備を実施する必要がある。

また、九段第3合同庁舎（PFI方式）については、都市再生プロジェクトとして整備を進める必要がある。

港湾合同庁舎

港湾合同庁舎の建設は、転用及び廃止庁舎を除くと、平成14年度末までに98施設、約376千㎡が完成した。

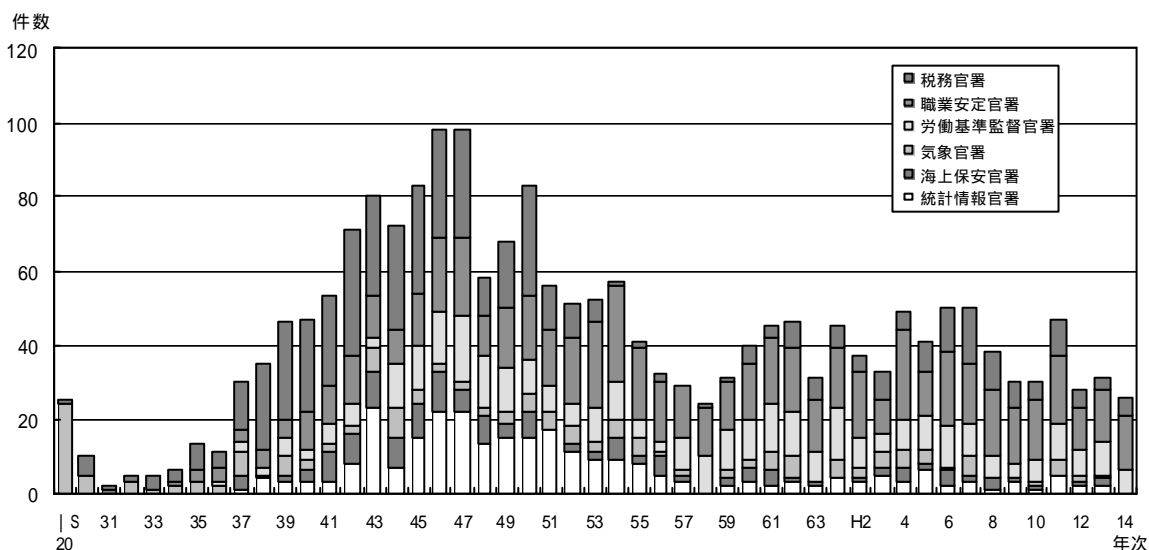
3 一般庁舎

(1) 一般庁舎整備の推進

業務の内容、立地条件等の制約により、一般庁舎として建設することが適当な施設について、緊急性の高いものから整備を行っている。具体的には、新規の行政需要への対応、機構改革に伴う庁舎の整備、借用施設の返還、老朽が著しい場合の建て替え及び狭あいが著しい場合の所要面積の確保等を計画的に推進する必要がある。

特に、昭和30年代以前に整備され築後35年以上を経過した施設のうち、老朽、狭あい、施設の不備等により業務及び行政サービスに支障を来し、建て替えを必要としている施設がある一方で、昭和40年代に大幅な整備が実施された施設について、今後、建て替え需要が顕在化してくることが予想される(図2.2.2参照)。このため、長期的視点に立った計画的な建て替え整備とともに、当面建て替えを行わないものについては、施設の機能を維持するための確かな修繕の実施が必要である。

図2.2.2 全国に出先を持つ主な機関の施設の建設年度別件数



全国に出先を持つ機関の施設について、現状を分析すると次のとおりとなる。

ア．一般会計施設（税務署、統計・情報センター、海上保安署、気象台等）

一般会計施設は、戦前に建設された6気象台を始め、建築後40年以上を経過した老朽化の著しい施設が残っており、また、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて、年間約30署ずつ整備された税務署など、大幅に建設が実施された施設においても、老朽化が進みつつある。今後、これらの施設の建て替え及び改修の計画的な整備を進める必要がある。

イ．特別会計施設（法務局、労働基準監督署、公共職業安定所等）

特別会計施設は、一般会計施設と同じく、昭和40年代に大幅に整備された施設において、老朽化が進みつつある。近年、計画的な整備が実施されているが、引き続き整備を進める必要がある。

研究施設、研修・教育施設等については、戦前の建物を含め、昭和40年代後半までに整備されたものがあることから、老朽化、施設の不備等により、求められる機能への対応が困難となる施設が増加しており、計画的な整備を進める必要がある。

(2) 一般庁舎整備計画

「第四次官庁施設整備10箇年計画」によれば、平成13年度以降10年間において、一般庁舎の建て替え等に伴い必要と見込まれる整備面積は166万㎡である。

新規の行政需要に対応した施設及び機構改革に伴い必要な施設の整備量の中長期見通しを立てることは容易ではないが、参考までに一般会計で過去数年の営繕計画書から、計画理由が新規の事案（継続事案のうち、当初計画理由が新規の事案を含む。）を集計したものを表2.2.5に掲げる。

（単位：百万円）

省庁名	年度				
	H12	H13	H14	H15	H16
国会	13,158	8,342	5,328	764	765
最高裁判所	674	700	1,264	-	-
内閣及び人事院	-	8,924	-	-	-
内閣府	-	-	6,189	13,475	6,623
財務省	-	-	-	-	615
文部科学省	10,778	898	9,230	11,866	7,245
厚生労働省	5,249	4,888	7,750	3,293	2,122
農林水産省	-	-	-	524	428
経済産業省	-	-	-	-	241
国土交通省	207	-	539	1,448	2,708
環境省	-	-	30	2,527	1,247
合計	30,066	23,752	30,330	33,897	21,994

（注）特定国有財産整備特別会計以外の特別会計は除く。

表2.2.5 新規事業等に伴う一般庁舎整備計画

4 機関移転に係る庁舎

(1) 機関移転に係る庁舎整備の推進

昭和63年1月に国の機関等移転推進連絡会議の設置について閣議決定され、同年7月に多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、国の機関等の移転に関する基本方針及び移転対象機関が閣議決定された。さらに、平成元年8月には国の機関等移転推進連絡会議において、移転対象機関の移転先地等が取りまとめられた。

移転対象機関76機関11部隊（現在では組織の廃止、統合により71機関11部隊）のうち、53機関11部隊（国土交通省が整備したさいたま新都心合同庁舎をはじめとする28機関）については既に移転のための施設整備が完了した。また、国土交通省においては、立川市へ移転する独立行政法人国立国語研究所および国分寺市へ移転する情報通信政策研究所に係る施設整備を進めている。

今後とも円滑な移転を図るための施設整備を計画的に推進する必要がある。

(2) 平成16年度における事業

平成16年度においては、国土交通省担当分の独立行政法人国立国語研究所の整備を引き続き実施していく。また、各省各庁担当分についても引き続き整備を進める必要がある。

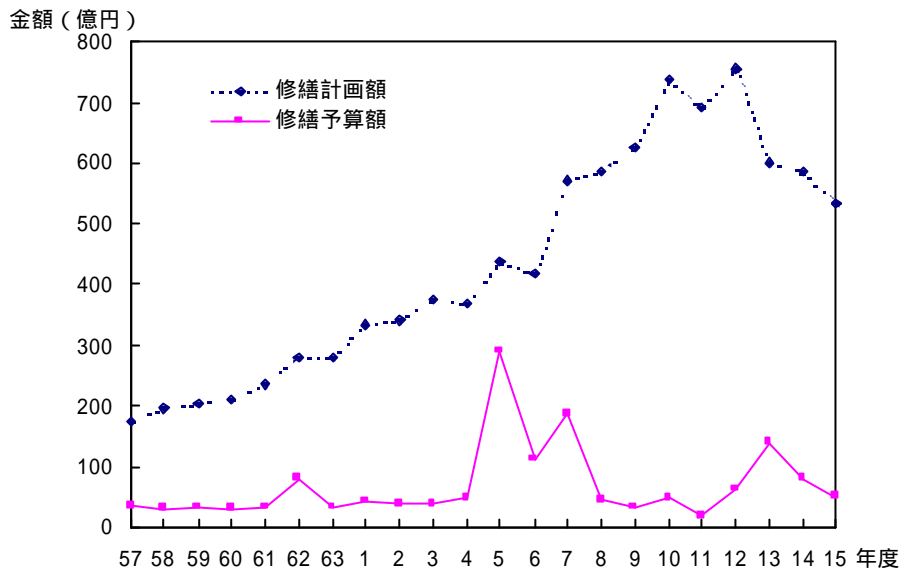
5 施設特別整備等

(1) 施設特別整備等の推進

施設特別整備は、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るため、国土交通省が計画的かつ一元的に実施する官庁施設の修繕及び改善のための事業であり、特別修繕、合同庁舎特別整備、筑波研究施設特別整備、耐震対策等施設整備、高齢者・障害者施策施設整備、環境対策施設整備（環境負荷低減化対策、構内緑化等外部環境改善及び執務環境改善）により構成される。

各省各庁から国土交通省に要求される特別修繕及び合同庁舎特別整備の計画額は予算額とはかなり乖離しており（図2.2.3参照）、近年は補正予算が手当されているものの、官庁施設の機能を適切に維持していくためには、今後、適正な施設特別整備費を確保し計画的に整備を推進する必要がある。

図 2 . 2 . 3 官庁施設の修繕費（各所修繕費を除く）



（注）修繕計画額及び修繕予算額は、特別修繕及び合同庁舎特別整備の合計である。

さらに、これら一般的修繕のほか、官庁施設に対する社会的ニーズに応えるため、高齢者・障害者施策施設整備の計画的な推進を図る必要がある。また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の施行に伴い、同法施行以前に耐震診断、耐震改修を実施した施設以外の官庁施設についても、広くその耐震安全性を診断し、所要の整備を計画的に推進する必要がある。さらに、よりよい環境の創造を目指して、環境負荷低減化対策、構内緑化等外部環境改善及び執務環境改善を内容とする環境対策施設整備を実施する必要がある。

施設特別整備については、今後とも、官庁施設の機能の維持、回復又は改善のため、的確に実施していく必要があり、「第四次官庁施設整備10箇年計画」に基き計画的に整備を実施していく必要がある。

（2）特別修繕

特別修繕は、一般庁舎を対象とする施設の経年劣化及び損耗による機能の低下を回復するための修繕であり、執務環境の維持、安全の確保及び国有財産としての庁舎等の有効活用の面から不可欠である。

特に、昭和30年代から40年代にかけて大幅な庁舎の整備が行われたことから、今後、それらの施設の建て替え需要が顕在化してくると予想されるが、計画的な建て替え整備の実施までの間、施設の機能を維持していく必要があり、的確な修繕の実施が重要である。

平成16年度においては、経年劣化及び損耗により機能低下の著しい施設のうち当面建替計画のない施設について、優先順位の高いものから整備を行う必要がある。

(3) 合同庁舎特別整備

合同庁舎特別整備は、合同庁舎を対象とする施設の経年劣化及び損耗による機能の低下を回復するための修繕、管理・運営を効率的にするための改善、庁舎の使用調整に伴う大規模な模様替え及び附帯施設の整備である。

平成16年度においては、経年劣化及び損耗により機能低下の著しい施設のうち、当面建替計画のない施設の中から、特に人命に影響を及ぼす恐れのあるもの、執務に著しい影響を及ぼす恐れのあるもの等について、優先的に整備を行う必要がある。

(4) 耐震対策等施設整備

耐震対策等施設整備は、既存官庁施設に対し現行法令に基づく耐震・耐火性能を付与するための施設の改善を実施するものとしている。

耐震改修については、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断基準・改修基準」に基づき耐震診断を行い、耐震性能を満たしていない施設について計画的に耐震改修を実施していく必要がある。

平成16年度においては、東海地震、東南海地震等にかかる防災強化が求められるなかで、耐震安全性が確保されていない防災拠点施設について、計画的に耐震改修を実施する必要がある。

また、防災改修についても、火災の発生の防止及び安全避難等の観点から、特に防災拠点施設、防災上特に配慮すべき施設について、実施していく必要がある。

(5) 筑波研究施設特別整備

筑波研究施設特別整備は、筑波研究学園都市における国の試験研究機関の施設を対象として、建物の一部機能を更新するための臨時的修繕である。

筑波研究学園都市では、平成13年に多くの国の試験研究機関が独立行政法人に移行しており、現在、9の国の試験研究機関を対象とした筑波研究施設特別整備を実施している。これらの施設は、昭和55年3月の概成から既に20年以上が経過し、今後、施設の老朽化が急速に進むことが予想されており、科学技術の進展等に対応し、その機能を十分に発揮できるよう、計画的な施設整備を着実に実施する必要がある。

平成16年度においては、引き続き的確な整備の実施により、施設の機能維持に努める必要がある。

(6) 環境対策施設整備

環境負荷低減化対策

環境負荷低減化対策は、官庁施設における環境負荷低減を図るための施設の改善を実施するものである。

社会的な課題となっている地球温暖化等の環境問題に対応するために、既存官庁施設毎の中期的な修繕需要を踏まえた環境負荷低減に配慮した改修計画（グリーン改修計画）を策定し、空調機器等の改修を計画的に実施する。

平成16年度においては、引き続き、空調機器等の改修を実施し、環境負荷低減化を進める必要がある。

構内緑化等外部環境改善

構内緑化等外部環境改善は、合同庁舎を対象として、庁舎敷地内の環境を改善し、都市の緑化等に資するための施設整備である。

国土交通省においては、生活環境整備の一環として都市内の緑化を推進するため、「都市緑化のための植樹等5箇年計画」を策定しており、官庁施設においても緑化整備を積極的に推進し、潤いのある外部環境形成を図ることとしている。

また、近年の車社会の進展に伴い、官庁施設の駐車場が不足し、国民の安全及び利便、地域の交通環境等に大きな影響を与えるようになっていることから、駐車スペースの確保を図るため、駐車場と構内緑化を一体的に整備することを含め、官庁施設の外部環境の改善を積極的に図る必要がある。

平成16年度においては、引き続き良好な都市環境の形成に寄与する官庁施設として、開かれた緑化空間の整備を積極的に推進する必要がある。

執務環境改善

執務環境改善は、官庁施設の執務環境に関し、低下した機能を回復し、又は新たな所要機能を付与するための施設の改善である。

官庁施設の執務環境を取り巻く近年の状況を見ると、著しい高度情報化の進展に伴い、行政事務においてもOA機器の導入が飛躍的に進みつつある。しかし、既設の庁舎がOA化に対応しきれず、事務室内での乱雑な配線による執務環境の阻害、つまずきによる断線トラブルの発生、電源容量オーバーによる回路の遮断等の問題が生じてきている。

このため、行政事務のOA化に確実に対応し、執務環境の改善に資するため、事務室床のOAフロア化、OA化に対応した電源容量の増設を内容とする執務環境の改善を推進する必要がある。

平成16年度においては、行政の情報化を優先的に図るべく第一次出先機関の入居する地方合同庁舎及び港湾合同庁舎のうち、建替計画のない施設について積極的に整備を推進する必要がある。

(7) 高齢者・障害者施策施設整備

高齢者・障害者施策施設整備は、合同庁舎及び窓口業務を行う一般庁舎を対象とす

る、高齢者、身体障害者の利用が不便となっている施設の障壁を除去するための改善である。

国土交通省では、昭和53年から既存官庁施設について身体障害者の利用を考慮した整備を行ってきたが、21世紀の本格的高齢社会の到来を控え、また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）（ハートビル法）の趣旨を踏まえ、今後とも、高齢者、障害者等を含むすべての人が利用しやすい官庁施設の整備をより一層推進する必要がある。

平成16年度においては、窓口業務を行う官署の入居している庁舎を対象として、身体障害者対応エレベーター設置を重点的に実施する必要がある。

第 3 部

営繕計画作成のための基準

第1章 官庁施設の位置、規模及び構造に関する基準

1. 官庁施設の位置、規模及び構造に関する基準

21世紀において我が国は、例をみない高齢社会を迎えることになり、官庁施設整備においても、国民共有の資産として、防災・福祉・環境等に配慮しつつ、社会資本の効率的活用及び高度情報化への対応等により、真に豊かな暮らしを実現することが求められている。

国土交通省は、平成6年12月、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（以下、「基準」という。）を制定し、即日施行した。この基準は、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）第12条第1項の規定に基づき定めたものであり、21世紀を展望した良質な官庁施設の整備を図るため、国家機関の全ての建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関し、共通的に求められる基本的考え方を示したものである。今後は、基準に基づき、以下に例示する事項を勘案しつつ施設整備を推進する必要がある。

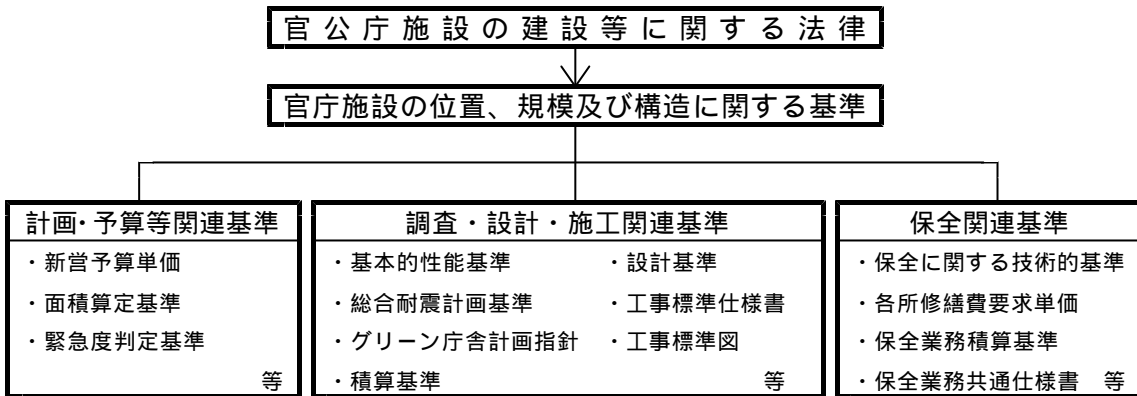
- 安全で安心できる国民生活を支える官庁施設づくり
- バリアフリー社会に対応した官庁施設づくり
- まちづくりに寄与する官庁施設づくり
- 地球環境に配慮した官庁施設づくり
- 行政の高度化・情報化に対応する官庁施設づくり
- 長期的耐用性・フレキシビリティのある官庁施設づくり

2. 技術基準の体系化

従来、国土交通省及び各省各庁においては、各種の施設整備に関する建築設計基準等の技術基準を制定し、官庁施設の整備を進めてきた。基準の制定に伴い、今後は、これらの技術基準を基準の下に位置づけ、内容の見直しと体系化を進める必要がある。

特に、国土交通省では官庁施設が保有すべき地震防災機能に応じて、施設の位置の選定、構造体、非構造部材、建築設備の設計並びに施設の維持管理に関する総合的な技術基準として、平成8年10月、「官庁施設の総合耐震計画基準」を定めた。各省各庁においてもこれに準拠して、官庁施設の耐震安全性の確保のための施策を展開していく必要がある。

官庁営繕の技術基準



3. 営繕計画書の立案等における基準の活用

営繕計画書に関する意見書制度において各省各庁は、官庁施設の整備を計画する際、官庁施設の位置、規模及び構造に関する事項について基準をその指針とし、営繕計画書の立案を行う必要がある。加えて、長期営繕計画の策定に当たっても、整備計画の対象となる官庁施設の位置、規模及び構造を検討する際の指針として、基準の内容を反映させたものとする必要がある。

これらの具体的措置を積極的に推進することにより、21世紀における新たな視点に立脚した官庁施設整備が本格的に推進され、我が国の官庁施設整備における一定の方向性と水準の確保が可能となるものである。

第2章 技術基準

1. 官庁営繕関係基準類等の統一化

平成14年4月18日、営繕事務の一層の合理化・効率化について検討するため、副大臣会議に「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」が設置され、7月4日に「基準類の統一化等の方向について」が決定された。基準類等の統一化に向けた具体的作業のために、各府省庁の部長、審議官等から構成される関係省庁連絡会議が設置され、平成15年3月20日の同連絡会議において、下表の17の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定された。この統一基準は、平成15年度から各府省庁において運用されている。

各府省庁においては、公社、独立行政法人等に移行する組織も含め、「統一基準」の使用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進する必要がある。

分野	基準名	統一時期
計画関連	新営予算単価（一般庁舎、宿舍） 新営一般庁舎面積算定基準 国家公務員宿舍面積算定基準	平成14年度
設計関連	官庁施設の総合耐震計画基準 公共建築設計業務委託共通仕様書 公共建築工事積算基準 公共建築工事標準歩掛り 公共建築数量積算基準 公共建築設備数量積算基準 公共建築工事共通費積算基準 公共建築工事内訳書標準書式 公共建築工事見積標準書式	
工事関連	公共建築工事標準仕様書 公共建築工事標準書式 公共建築改修工事標準仕様書 公共建築設備工事標準図 公共住宅建設工事共通仕様書	

2. 新営予算単価

「新営予算単価」は、官庁施設の質的水準を統一的に確保することを目的とし、毎年度、国土交通省が予算要求に先立って作成し、各省各庁に提示している統一的な基準である。実勢価格を要求単価に的確に反映させるため、国土交通省では、昭和41年度以降、「新営予算単価算定用標準庁舎」の設計を行い、これを基に算出した単価を要求単価としてきた。

平成16年度新営予算単価の作成に当たっては、平成12年度作成標準庁舎に基づき要求単価を算出した。なお、内容については次のような改訂を行った。

・高齢者・障害者施策

高度バリアフリー化の推進のため、窓口官署の事務室入り口を自動ドアとする場合の記述を追加した。

要求単価は、現状における官庁施設の整備内容・実勢価格に適合した発注を確保するための基本となる重要なものであり、平成16年度についても単価の変動率に基づいた適正な単価を確保する必要がある。

3. 新営一般庁舎面積算定基準

面積基準は、官庁施設の用途に応じて、利用者の利便の確保及び執務能率の増進のために必要な施設の規模を算出する基準であり、新営予算単価とともに官庁施設の質の確保に欠くことのできない基準である。

「新営一般庁舎面積算定基準」は、官公庁施設審議会の答申（昭和35年3月9日）に基づき制定されたものに、厚生関係諸室、電気設備関係諸室、機械設備関係諸室等の面積について一部追補、改訂を行い、昭和36年6月、官公庁施設審議会幹事会に諮ったものである。しかし、その後の事務所の利用形態等の変化により、全面的な再検討が必要とされるようになったため、昭和43年度に新営一般庁舎面積算定基準改訂案を作成した。その結果、昭和45年度から中央官庁、合同庁舎の一部（第1次出先機関入居のもの）について、事務室面積が基準面積4.0㎡として査定され、また、昭和48年度以降の面積査定においては、一般庁舎についても過渡的処置として事務室面積と会議室面積につき現行基準の10%増で査定されるなどの改善がなされてきた。

しかし、今日の事務処理量の増大、OA等の導入による執務形態の変化、技術革新、法改正等による設備関係諸室の変化等のほか、ゆとりと潤いのある豊かな執務環境、施設内容への要望の高まり等、官庁施設の置かれた状況は、当時と大きく異なってきている。今後、業務形態の変化、既存施設の使用実態を踏まえ、執務能率の向上及び適正な維持管理の確保に配慮し、それぞれの施設に求められる機能、目的に応じ、適正な規模が確保できる基準へと見直しを図る必要がある。

平成16年度においても、それぞれの官庁施設の設置目的に応じて官庁施設及び敷地の規模の確保に努めるものとする。なお、中央省庁再編における上級室の整備面積については、平成11年度に基準の追加をしている。

4．官庁施設の基本的性能基準

今日の官庁施設整備には、地球環境問題、少子・高齢化社会への対応など、様々な課題が山積している。これら課題に取り組むため、民間等の技術力の活用や、コストの縮減を図りつつ、効率的・効果的な整備が必要となっている。また、事業の実施にあたっては、事業の必要性等を国民に明確に説明すると共に、地域との連携や透明性、客観性の確保が求められている。

このような課題や要請に応えるため、官庁営繕部では平成11年6月に建築審議会から答申された「官庁施設の基本的性能の在り方に関する答申」に基づいて、官庁施設が備えるべき主要な性能項目とその水準を定めた「官庁施設の基本的性能基準」と、その技術的事項等を定めた「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」を平成13年6月に制定した。

性能基準では、官公庁施設が備えるべき基本的性能が、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性の5項目で構成されており、これらの各性能項目について官庁施設が備えるべき性能の水準がそれぞれ設定されている。また、技術基準では、性能基準に基づいて具体的な設計等を行う上で必要となる技術的事項と、その設計内容等が目標とする水準に達しているか否かの検証方法を定めたものである。これらの基準は、従来、官庁施設の整備に使用する材料や工法等を規定してきた「仕様規定」に代えて、官庁施設が保有すべき性能について「性能規定」化したもので、次の効果が期待されている。

広く民間等の技術力を積極的に活用できる。

技術開発が促進され一層のコストの縮減が期待できる。

官公庁施設の目標とする水準が、全ての関係者にわかりやすくなる。

国民に対するアカウンタビリティの向上が図れる。

5．官庁施設の総合耐震計画基準

「官庁施設の総合耐震計画基準」は、官庁施設としての必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、官庁施設の地震による災害及びそれに伴う火災などの二次災害に対する安全性に関する基本的事項及び施設の維持管理について定めたものである。

兵庫県南部地震による官公庁施設被害の分析から、建物の構造体以外にも通信設備や電源設備、水、電気等のライフライン等の確保の重要性が確認された。この教訓を踏まえ、国土交通省では官庁施設の地震防災機能の在り方について建築審議会に諮問を行い、平成8年6月、「官公庁施設の地震防災機能の在り方に関する答申」を得た。答申では、

実施すべき施策として、地震防災機能の確保のための技術基準の策定、既存施設の改修等の推進、維持管理指針の策定等が提言された。また、建築審議会での審議と並行して、官庁施設の総合耐震計画標準検討委員会を設置し、官庁施設が保有すべき耐震性能に関する技術的事項の整理・検討を行うとともに、各省庁及び都道府県・政令指定市の代表による検討の場において相互の意見交換を行った。以上の経緯を経て、国土交通省は、平成8年10月、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づく技術基準として制定した。

基準では、ライフラインの途絶対策や設備機器の日頃からのメンテナンス、運転マニュアルの整備などの重要性に鑑み、これらへの的確な対策を盛り込むとともに、近年の耐震技術の発展に伴い、耐震性向上に有効な新技術を活かせるよう以下のような内容としている。

施設の用途に応じて構造体・建築非構造部材、建築設備等について、防災上の重要度に応じた安全性の目標を定め、官庁施設に必要な機能を確保する。

耐震安全性の目標を実際の施設において具現化するため、構造体・建築非構造部材、建築設備等の設計に関する技術基準を策定し、総合的な耐震安全性の確保を図る。

平常時からの施設・設備の適切な維持管理により、耐震安全性の確保を図る。

免震構造、制振構造等の新技術に対応する。

個 別 意 見

第 1 部

平成 1 6 年度各省各庁営繕計画書 及び意見の概要

第1章 平成16年度各省各庁営繕計画書の概要

1. 営繕計画書における所要経費の総括

営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費（PFI方式による事業実施において平成16年度に経費が計上されている施設の分を含む。以下、「計画額」という。）の総額は、319,547,907千円で、その会計別内訳は、表1.1.1、整備別内訳は表1.1.2、各施設の用途別の内訳が表1.1.3である。

表中A、Bの区分は下記のとおりとし、合同庁舎特別整備以外の合同庁舎計画分及び中央官庁整備計画分は「国土交通省欄」に計上してある。

A：官公庁施設の建設等に関する法律第9条の2の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

B：A以外の施設

なお、PFI方式による事業実施予定の施設（継続を含む）は11施設であり、営繕計画を実施するための所要経費（施設整備に係わる全体事業費）が具体的に示されている5施設（中央合同庁舎第7号館を除く）の合計額は70,022,285千円である。

表1.1.1 平成16年度会計別計画額

(単位:千円)

各省別	一般会計	特定国有財産 整備特別会計	特別会計	合計
国会	7,524,230	0	0	7,524,230
最高裁判所	9,481,120	0	0	9,481,120
会計検査院	102,819	0	0	102,819
内閣及び人事院	167,019	0	0	167,019
内閣府	135,527,147	0	0	135,527,147
防衛庁及び防衛施設庁	(107,631,909)	0	0	(107,631,909)
総務省	4,497,455	0	0	4,497,455
法務省	27,121,091	1,062	4,438,165	31,560,318
外務省	1,201,572	0	0	1,201,572
財務省	39,139,126	853,878	0	39,993,004
文部科学省	8,011,915	1,813,376	0	9,825,291
厚生労働省	7,828,542	0	9,467,363	17,295,905
農林水産省	9,215,675	216,071	1,830,710	11,262,456
経済産業省	3,092,035	0	1,026,623	4,118,658
国土交通省	12,039,310	0	20,231,345	32,270,655
中央官庁及び合同庁舎	13,106,597	0	0	13,106,597
環境省	1,613,661	0	0	1,613,661
合計	279,669,314	2,884,387	36,994,206	319,547,907

(注) 防衛庁及び防衛施設庁は、内閣府の内数を示す。

表 1 . 1 . 2 平成 1 6 年度計画額総括表

区分	計画区分 省庁名	施設整備		特別修繕		合同庁舎 特別整備		耐震対策等 施設整備		筑波研究施設 特別整備	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A	国会	18	4,120,961								
	最高裁判所	10	3,398,293								
	会計検査院	4	102,819								
	内閣人事院	1	53,901	2	113,118						
	内閣府	76	24,376,185	33	2,364,664	1	27,391	9	1,230,389		
	総務省			6	3,698,250	12	338,392				
	法務省	71	1,609,106	133	5,544,304	34	1,992,433	2	197,392		
	外務省	22	1,201,572								
	財務省	150	7,732,668	80	3,840,173	180	23,210,653				
	文部科学省	15	9,825,291								
	厚生労働省	23	3,615,109			5	3,429,045	1	257,644	4	526,744
	農林水産省	84	3,293,262	65	1,211,735	27	4,336,339	5	253,973	2	136,663
	経済産業省	17	2,576,593								
	国土交通省	70	3,525,946	40	2,442,029	40	3,771,896	9	1,211,749	9	568,834
		10	13,001,597								
環境省	8	1,613,661									
	計	579	80,046,964	359	19,214,273	299	37,106,149	26	3,151,147	15	1,232,241
B	国会	17	2,638,269								
	最高裁判所										
	会計検査院										
	内閣人事院										
	内閣府	310	106,746,570								
	総務省										
	法務省	123	20,789,343								
	外務省										
	財務省	10	876,646								
	文部科学省										
	厚生労働省	21	9,467,363								
	農林水産省	12	18,019								
	経済産業省	3	1,026,623								
国土交通省	259	20,240,122									
環境省											
	計	755	161,802,955								
	合計	1,334	241,849,919	359	19,214,273	299	37,106,149	26	3,151,147	15	1,232,241

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

(単位:千円)

高齢者・身障者 施策施設整備		環境対策施設整備		その他		小計		不動産 購入費		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
						18	4,120,961	1	765,000	19	4,885,961
				4	6,082,827	14	9,481,120			14	9,481,120
						4	102,819			4	102,819
						3	167,019			3	167,019
1	4,179					120	28,002,808	1		121	28,002,808
		3	460,813			21	4,497,455			21	4,497,455
11	447,673	13	980,067			264	10,770,975			264	10,770,975
						22	1,201,572			22	1,201,572
44	2,238,127	18	2,094,737			472	39,116,358			472	39,116,358
						15	9,825,291			15	9,825,291
						33	7,828,542			33	7,828,542
		1	181,755			184	9,413,727			184	9,413,727
		1	515,442			18	3,092,035			18	3,092,035
3	83,229	6	399,436	1	27,414	178	12,030,533			178	12,030,533
						10	13,001,597	1	105,000	11	13,106,597
						8	1,613,661			8	1,613,661
59	2,773,208	42	4,632,250	5	6,110,241	1,384	154,266,473	3	870,000	1,387	155,136,473
						17	2,638,269			17	2,638,269
						310	106,746,570	3	777,769	313	107,524,339
						123	20,789,343			123	20,789,343
						10	876,646			10	876,646
						21	9,467,363			21	9,467,363
				121	1,830,710	133	1,848,729			133	1,848,729
						3	1,026,623			3	1,026,623
						259	20,240,122			259	20,240,122
				121	1,830,710	876	163,633,665	3	777,769	879	164,411,434
59	2,773,208	42	4,632,250	126	7,940,951	2,260	317,900,138	6	1,647,769	2,266	319,547,907

表1.1.3 平成16年度計画額の用途別分類表

区分	用途区分 省庁名	庁舎		試験研究		社会福祉医療		教育研修		行刑		事業場	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A	国会	6	713,430										
	最高裁判所	10	3,398,293										
	会計検査院	1	24,998										
	内閣人事院	1	53,901					2	113,118				
	内閣府	34	4,009,400					27	4,217,525				
	総務省	20	4,482,777					1	14,678				
	法務省	252	10,507,649					12	263,326				
	外務省	14	780,572					2	80,325				
	財務省	394	34,188,070					22	1,072,276				
	文部科学省			3	2,233,376			3	67,835				
	厚生労働省	8	3,737,988	8	2,580,515	16	1,503,912	1	6,127				
	農林水産省	148	7,905,810	4	155,662			6	832,192				
	経済産業省	10	2,731,819					5	77,289				
	国土交通省	97	8,364,862	52	1,313,734			18	2,190,358				
		10	13,001,597										
	環境省	5	331,815					1	34,946				
	計	1,010	94,232,981	67	6,283,287	16	1,503,912	100	8,969,995				
%	73.0	61.1	4.8	4.1	1.2	1.0	7.2	5.8					
B	国会												
	最高裁判所												
	会計検査院												
	内閣人事院												
	内閣府												
	総務省												
	法務省	75	4,438,165							48	16,351,178		
	外務省												
	財務省	2	3,219										
	文部科学省												
	厚生労働省	18	9,224,085	1	176,830	2	66,448						
	農林水産省	10	15,261										
	経済産業省	3	1,026,623										
	国土交通省	195	11,007,904										
環境省													
計	303	25,715,257	1	176,830	2	66,448			48	16,351,178			
%	34.6	15.7	0.1	0.1	0.2	0.0			5.5	10.0			
合計	1,313	119,948,238	68	6,460,117	18	1,570,360	100	8,969,995	48	16,351,178			
%	58.1	37.7	3.0	2.0	0.8	0.5	4.4	2.8	2.1	5.1			

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

(単位 :千円)

文 教		防 衛		そ の 他		小 計		不 動 産		合 計	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
6	1,315,738			6	2,091,793	18	4,120,961	1	765,000	19	4,885,961
				4	6,082,827	14	9,481,120			14	9,481,120
				3	77,821	4	102,819			4	102,819
						3	167,019			3	167,019
				59	19,775,883	120	28,002,808	1		121	28,002,808
						21	4,497,455			21	4,497,455
						264	10,770,975			264	10,770,975
				6	340,675	22	1,201,572			22	1,201,572
				56	3,856,012	472	39,116,358			472	39,116,358
1	7,245,000			8	279,080	15	9,825,291			15	9,825,291
						33	7,828,542			33	7,828,542
				26	520,063	184	9,413,727			184	9,413,727
				3	282,927	18	3,092,035			18	3,092,035
				11	161,579	178	12,030,533			178	12,030,533
						10	13,001,597	1	105,000	11	13,106,597
				2	1,246,900	8	1,613,661			8	1,613,661
7	8,560,738			184	34,715,560	1,384	154,266,473	3	870,000	1,387	155,136,473
0.5	5.5			13.3	22.5	100.0	100.0				
				17	2,638,269	17	2,638,269			17	2,638,269
		310	106,746,570			310	106,746,570	3	777,769	313	107,524,339
						123	20,789,343			123	20,789,343
				8	873,427	10	876,646			10	876,646
						21	9,467,363			21	9,467,363
				123	1,833,468	133	1,848,729			133	1,848,729
						3	1,026,623			3	1,026,623
				64	9,232,218	259	20,240,122			259	20,240,122
		310	106,746,570	212	14,577,382	876	163,633,665	3	777,769	879	164,411,434
		35.4	65.2	24.2	8.9	100.0	100.0				
7	8,560,738	310	106,746,570	396	49,292,942	2,260	317,900,138	6	1,647,769	2,266	319,547,907
0.3	2.7	13.7	33.6	17.5	15.5	100.0	100.0				

2. 営繕計画における計画理由の分類

営繕計画書における計画理由は、おおむね下表のとおり分類できる。この区分により、A区分の営繕計画について分類したものが表1.1.4、図1.1.1及び図1.1.2である。

計 画 理 由 の 分 類		内 容
新 規 施 設	1 法 令 等	法令等に基づく整備
	2 新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備
	3 機 構 新 設	機構新設に伴う整備
4 継 続		前年度からの継続
建 替 等	5 老 朽	耐用年数経過、構造の粗悪、損傷
	6 狭 あ い	施設の狭あいによる能率の低下
	7 借 用 返 還	立退要求、借料高、他官庁への仮入居、用地の交換
	8 分 散	事務能率の低下、連絡困難
	9 都市計画の関係	街路、公園、区画整理等都市計画事業施行地、同予定地域規制上の不適
	10 立地条件の不良	位置の不適、利用者の不便、環境の不適、地盤不良
	11 施 設 の 不 備	必要施設の不足
	12 衛生条件の不良	日照不足、換気不良、排水の不便、衛生施設の不備 等
	13 法 令 等	法令・閣議決定等に基づく整備
14 そ の 他		

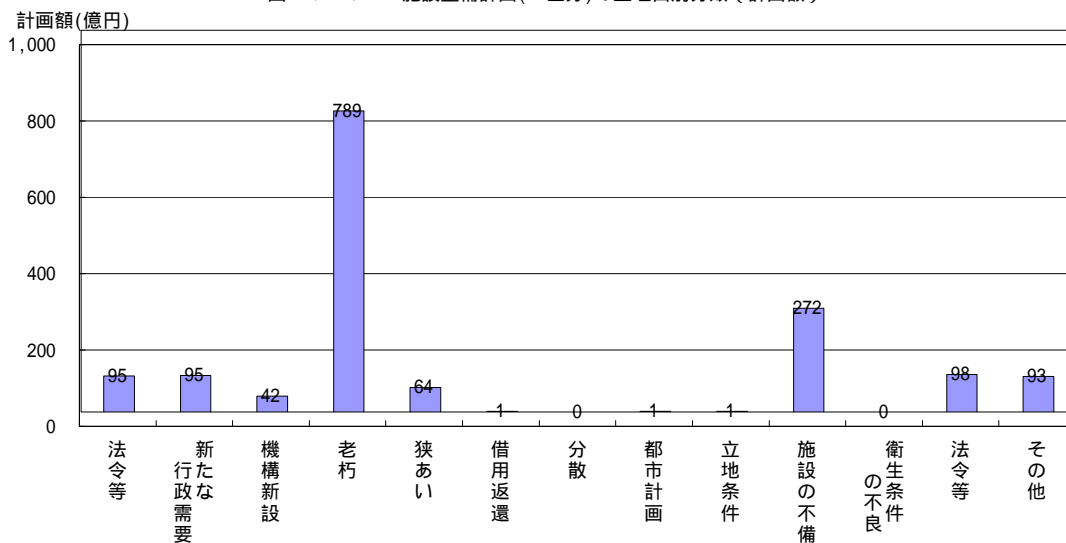
表 1. 1. 4 平成 16 年度計画額及び計画面積 (A 区分) の主理由別分類表

省庁名	新規施設						建替等 (新営)										建替等 (施設特)									
	法令等		新たな行政需要		機構新設		老朽		狭あい		借用返還		都市計画の関係		施設の不備		法令等		老朽		狭あい		立地条件の不良			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
国					1	765,000		1	875,781							2	1,082,962									
最高裁判所								10	3,398,293																	
会計検査院																										
内閣人事院															1	53,901					2	113,118				
内閣府	4	6,622,849	1				16	4,566,575										4	7,248,047							
総務省																					19	4,406,885				
法務省							8	689,417	2	514,476	1	37,917									161	7,770,371				
外務省																										
財務省			3	614,557			25	1,815,793							1	272,233		1	553,823				1	17,372	1	85,638
文部科学省			1	7,245,000			3	115,185									1	1,813,376								
厚生労働省	1	1,999,795	1	121,982			1	174,521	1	118,440													8	3,918,908		
農林水産省	1	427,945					2	768,953									6	456,439					99	6,001,828		
経済産業省			2	240,600																			1	515,442		
国土交通省	1	442,790			4	242,026	7	375,632									4	1,551,836					88	6,926,151		
環境省			2	1,246,900	1	2,022,764	4	2,097,370	2	4,000,000	1	81,463	1	105,000			2	4,800,000								
計	7	9,493,379	10	9,469,039	6	3,029,790	79	14,933,820	5	4,632,916	2	119,380	1	105,000	19	8,277,832	6	9,615,246	614	50,988,918	1	17,372	1	85,638		
%	0.5	6.1	0.7	6.1	0.4	2.0	5.7	9.6	0.4	3.0	0.1	0.1	0.1	0.1	1.4	5.3	0.4	6.2	###	32.9	0.1	0.0	0.1	0.1		

省庁名	新規施設						建替等 (新営)										建替等 (施設特)									
	法令等		新たな行政需要		機構新設		老朽		狭あい		借用返還		都市計画の関係		施設の不備		法令等		老朽		狭あい		立地条件の不良			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
国								69,959																		
最高裁判所																										
会計検査院																										
内閣人事院																										
内閣府		15,624						61,451																		
総務省										9,109		3,013														
法務省								96,064																		
外務省																										
財務省				3,741				68,063							749		1,804						1,067,446		3,445	6,691
文部科学省				45,000				189									14,541									
厚生労働省		8,000		4,000				7,999																		
農林水産省																										
経済産業省				9,000																						
国土交通省		3,244				1,068		5,386									6,411									
環境省						7,408		25,657		38,075		915					35,014									
計		26,868		61,741		8,476		334,974		47,184		3,928					43,102						2,327,161		3,445	6,691
%		0.7		1.5		0.2		8.4		1.2		0.1					1.1						58.2		0.1	0.2

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分 (中央官庁を含む)、上段はその他を示す。

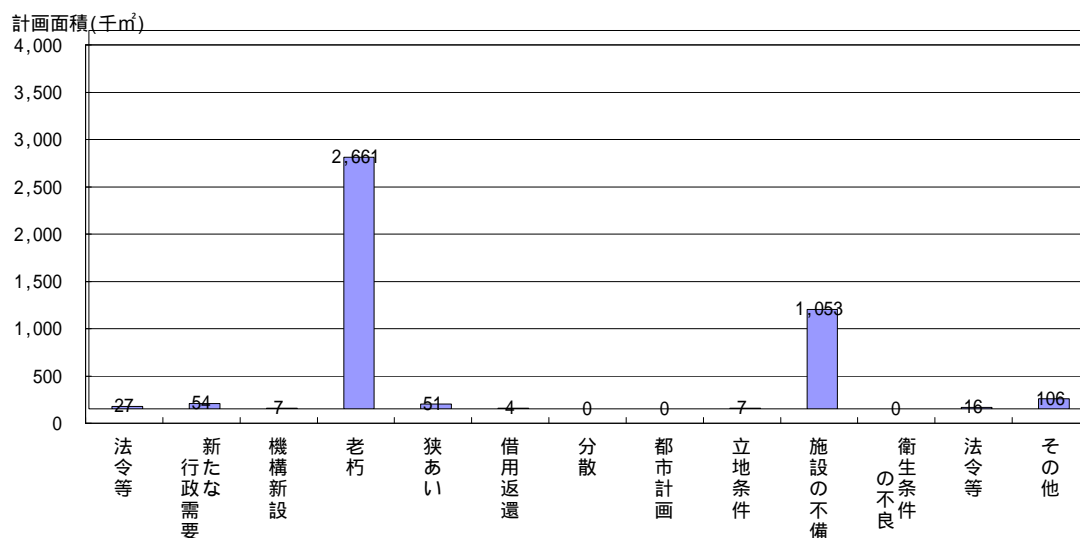
図 1. 1. 1 施設整備計画 (A 区分) の主理由別分類 (計画額)



(単位:千円)

別整備)				建替等(改修)												合計						
施設の不備		環境対策		新たな行政需要		機構新設		老朽		狭あい		分散		施設の不備		法令等		その他		件数	金額	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
						1	900,784	10	861,060					4	400,374					19	4,885,961	
								2	67,329					1	10,492			4	6,082,827	14	9,481,120	
																		1	24,998	4	102,819	
								47	3,585,886					4	145,296					3	167,019	
10	1,292,931																	1	2,207,532	121	28,002,808	
		2	90,570																	21	4,497,455	
28	1,185,910	4	205,588							31	317,249			29	50,047					264	10,770,975	
								17	1,083,224					5	118,348					22	1,201,572	
116	12,156,841	2	121,316					91	2,166,536	18	1,430,816			7	303,281			4	575,629	472	39,116,358	
								8	619,190					2	32,540					15	9,825,291	
2	294,525							14	869,836					5	330,535					33	7,828,542	
1	118,637							60	1,441,803					7	97,117	8	101,005			184	9,413,727	
								14	1,650,343					1	685,650					18	3,092,035	
17	1,537,626	2	13,396	3	68,627	18	280,209	13	335,166			1	2,313	14	154,772	6	99,989			178	12,030,533	
																				11	13,106,597	
								1	250,000											8	1,613,661	
174	16,586,470	10	430,870	3	68,627	19	1,180,993	277	12,930,373	49	1,748,065	1	2,313	79	2,328,452	14	200,994	10	8,890,986	1,387	155,136,473	
###	10.7	0.7	0.3	0.2	0.0	1.4	0.8	###	8.3	3.5	1.1	0.1	0.0	5.7	1.5	1.0	0.1	0.7	5.7	100.0	100.0	
																						69,959
																						3,009
	35,194																					230,527
			8,613																			81,339
	122,686		56,725																			621,963
																						1,808,917
	641,000		15,978																			59,730
																						124,711
	3,183																					243,511
	6,545																					68,741
																						576,546
	203,105		24,212																			107,069
																						1,134
	1,011,713		105,528																			3,997,156
	25.3		2.6																			100.0

図1.1.2 施設整備計画(A区分)の主理由別分類(計画面積)



3. 営繕計画の緊急度別分類

(1) 施設整備計画（A区分）の緊急度別分類

表1.1.2中、A区分の施設整備分について、個別意見第2部第1章の緊急度判定基準により、個々の営繕計画に対して緊急度を判定した結果は、表1.1.5及び図1.1.3のとおりである。

(2) 施設特別整備計画（A区分）特別修繕等の緊急度別分類

表1.1.2中、A区分の特別修繕及び合同庁舎特別整備分について、前記の基準により、個々の営繕計画に対して緊急度を判定した結果は、表1.1.6及び図1.1.4のとおりである。

(3) 施設整備計画（A区分、B区分）の緊急度別分類

表1.1.2中、A区分及びB区分の施設整備分のうち、新営等（改修等を除く）について、個別意見第2部第1章の緊急度判定基準により、個々の営繕計画に対して緊急度を判定した結果は、表1.1.7のとおりである。（ただし、評点外の場合は、集計から除く）

表 1.1.5 平成16年度施設整備計画（A区分）の緊急度別分類表

緊急度 省庁名	継続			特 A			A			B		
	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
国会	10	4,279,562	87.6				9	606,399	12.4			
最高裁判所	5	2,893,748	30.5	5	504,545	5.3						
会計検査院	1	48,639	47.3				3	54,180	52.7			
内閣人事院							1	53,901	100.0			
内閣府	36	18,432,598	75.6	6	741,536	3.0	32	2,994,519	12.3			
総務省							2	39,664	2.5			
法務省	6	1,199,608	74.6	3	2,538	0.2	19	775,356	64.5	2	80,325	6.7
外務省	1	345,891	28.8				126	4,730,595	61.2	5	88,279	1.1
財務省	1	553,823	7.2	9	1,502,836	19.4						
文部科学省	3	9,058,376	92.2	2	115,185	1.2	10	651,730	6.6			
厚生労働省	3	2,180,443	60.3	2	240,422	6.7	18	1,194,244	33.0			
農林水産省	2	433,802	13.2	2	473,305	14.4	78	1,792,573	54.4	2	593,582	18.0
経済産業省	3	415,612	16.1				14	2,160,981	83.9			
国土交通省	3	462,898	13.0	6	1,657,457	46.6	61	1,405,591	39.6			
環境省	7	12,518,454	95.5	3	483,143	3.7						
	3	1,496,900	92.8				5	116,761	7.2			
計	84	54,320,354	62.4	38	5,720,967	6.6	378	16,576,494	19.0	9	762,186	0.9

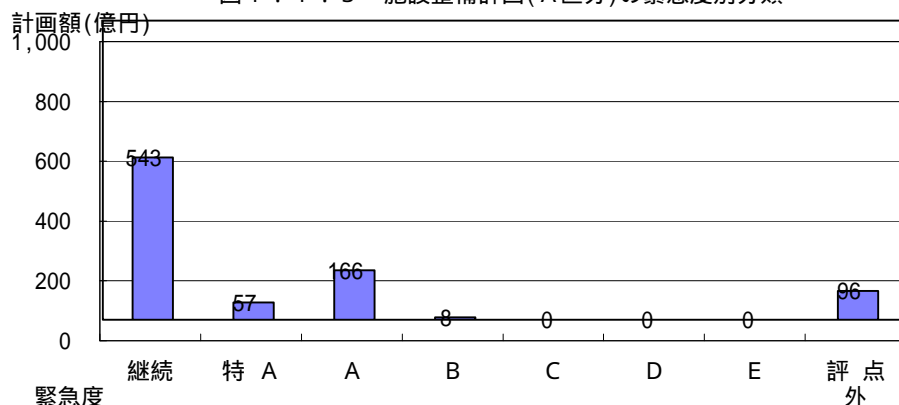
(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

表 1.1.6 平成16年度施設特別整備計画（A区分）の特別修繕及び合同庁舎特別整備の

緊急度 省庁名	継続			A			B			C		
	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
国会												
最高裁判所												
会計検査院												
内閣人事院				1	87,375	77.2	1	25,743	22.8			
内閣府				17	1,132,061	47.3	12	719,158	30.1	1	242,782	10.1
総務省				8	3,792,045	93.9	9	217,307	5.4	1	27,290	0.7
法務省				95	4,091,285	54.3	71	3,436,464	45.6	1	8,988	0.1
外務省												
財務省				197	23,127,335	85.5	61	3,796,861	14.0	2	126,630	0.5
文部科学省												
厚生労働省				3	2,117,160	61.7	2	1,311,885	38.3			
農林水産省				56	3,594,655	64.8	36	1,953,419	35.2			
経済産業省												
国土交通省				61	4,735,301	76.2	19	1,478,624	23.8			
環境省												
計				438	42,677,217	75.8	211	12,939,461	23.0	5	405,690	0.7

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)上段はその他分を示す。

図 1.1.3 施設整備計画(A区分)の緊急度別分類



(単位:千円)

C			D			E			評点外			合計		
件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
									4	6,082,827	64.2	19	4,885,961	100.0
												14	9,481,120	100.0
												4	102,819	100.0
												1	53,901	100.0
									3	2,207,532	9.1	77	24,376,185	100.0
									60	367,296	22.8	71	1,609,106	100.0
												22	1,201,572	100.0
									9	857,135	11.1	150	7,732,668	100.0
												15	9,825,291	100.0
												23	3,615,109	100.0
												84	3,293,262	100.0
												17	2,576,593	100.0
									1	27,414	0.8	71	3,553,360	100.0
									1	105,000	0.8	11	13,106,597	100.0
												8	1,613,661	100.0
									78	9,647,204	11.1	587	87,027,205	100.0

緊急度別分類表

(単位:千円)

D			評点外			合計		
件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
						2	113,118	100.0
4	298,054	12.5				34	2,392,055	100.0
						18	4,036,642	100.0
						167	7,536,737	100.0
						260	27,050,826	100.0
						5	3,429,045	100.0
						92	5,548,074	100.0
						80	6,213,925	100.0
4	298,054	0.5				658	56,320,422	100.0

図1.1.4 施設整備計画(A区分)の特別修繕及び
合同庁舎特別整備の緊急度別分類

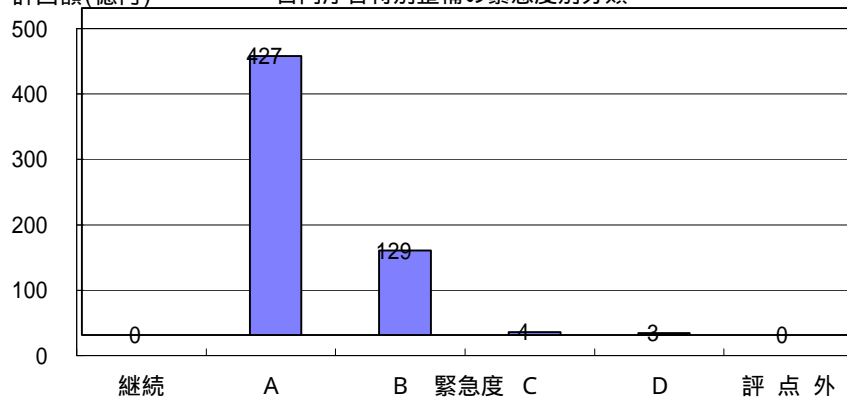


表 1. 1. 7 平成 16 年度施設整備計画の新嘗の緊急度別分類表

区分	緊急度	継 続			特 A			A			B		
		件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
A	国 会	4	2,723,743	100.0									
	最高裁判所	5	2,893,748	85.2	5	504,545	14.8						
	会計検査院												
	内閣人事院												
	内 閣 府	14	17,085,089	92.7	6	741,536	4.0	3	610,846	3.3			
	総 務 省												
	法 務 省	6	1,199,608	96.6	3	2,538	0.2	2	39,664	3.2			
	外 務 省												
	財 務 省	1	553,823	17.0	9	1,502,836	46.2	15	1,111,468	34.1	5	88,279	2.7
	文部科学省	3	9,058,376	98.7	2	115,185	1.3						
	厚生労働省	2	2,174,316	90.0	2	240,422	10.0						
	農林水産省	1	216,071	13.1	2	473,305	28.6	4	370,379	22.4	2	593,582	35.9
	経済産業省	2	240,600	100.0									
	国土交通省	2	442,790	20.8	6	1,657,457	77.9	7					
	環 境 省	7	12,518,454	95.5	3	483,143	3.7						
環 境 省	2	1,246,900	91.4				5	116,761	8.6				
計	49	50,353,518	85.1	38	5,720,967	9.7	36	2,249,118	3.8	7	681,861	1.2	
B	国 会	1	1,191,614	1.0									
	最高裁判所												
	会計検査院												
	内閣人事院												
	内 閣 府	141	92,367,186	1.0				68	946,052	1.0			
	総 務 省												
	法 務 省	24	13,244,808	0.7	7	708,800	3.6	7	5,572,803	28.5			
	外 務 省												
	財 務 省	3	853,878	1.0									
	文部科学省												
	厚生労働省	13	8,867,180	1.0	2	156,540	1.7	2	136,978	1.5	1	63,387	0.7
	農林水産省												
	経済産業省												
国土交通省	24	8,695,490	0.5	1	69,930	0.4	44	7,350,198	45.6				
環 境 省	2	1,246,900	1.0										
計	208	126,467,056	0.9	10	935,270	0.7	121	14,006,031	9.8	1	63,387	0.0	
合 計	257	176,820,574	0.9	48	6,656,237	3.3	157	16,255,149	8.1	8	745,248	0.4	

(注) 国土交通省下段は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)、上段はその他分を示す。

(単位:千円)

C			D			E			評点外			合計	
件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額
												4	2,723,743
												10	3,398,293
									2			25	18,437,471
												11	1,241,810
												30	3,256,406
												5	9,173,561
												4	2,414,738
												9	1,653,337
												2	240,600
									1	27,414	1.3	16	2,127,661
									1	105,000	0.8	11	13,106,597
												7	1,363,661
									4	132,414	0.2	134	59,137,878
												1	1,191,614
												209	93,313,238
												38	19,526,411
												3	853,878
												18	9,224,085
									40	1,069,811	100.0	40	1,069,811
												69	16,115,618
												2	1,246,900
									40	1,069,811	0.8	380	142,541,555
									44	1,202,225	0.6	514	201,679,433

第2章 平成16年度各省各庁営繕計画書 に対する意見の概要

平成16年度の各省各庁の営繕計画については、老朽化施設の増大に伴う施設整備需要への対応や、PFI、環境問題等の政策課題にも的確に対応し、計画的かつ適正な官庁施設の整備の推進を図ることが必要である。以下に意見の概要を述べる。

1. 官庁施設整備にあたっての留意事項

- (1) 施設整備にあたっては、より一層のコスト縮減を行う必要がある。また、工事コストの縮減に加え、規格等の見直しやライフサイクルコストの低減等も評価する総合的なコスト縮減を図ることとする。
- (2) 施設のバリアフリー化の推進、耐震性等の安全性の確保及び環境負荷低減を図るものとする。
- (3) 適正な保全による修繕費の軽減、施設の長寿命化を促進し、官庁施設のライフサイクルコストの低減を図ることとする。

2. 新たな行政需要に対応し、地域社会に寄与する官庁施設整備

- (1) シビックコア地区又は一団地の官公庁施設としての計画条件が整っているものについては、積極的に推進を図る必要がある。また、国の行政機関の移転（昭和63年7月19日閣議決定）に関する施設整備については、引き続き実施する。
- (2) 中央官衙の整備については、中央合同庁舎第7号館のPFI方式による整備を引き続き推進する。
- (3) 合同庁舎の整備については、第3次以下の出先機関である税務署、法務局出張所等国民生活に密接な行政サービスを行う官署の集約・合同化等を進める必要がある。また、九段第3合同庁舎のPFI方式による整備を引き続き推進する。
- (4) 一般庁舎の整備については、新たな行政需要、機構改革、老朽及び狭あいの解消、施設の不備等に対応した整備の推進にあたり、緊急度が高いものから計画的に実施する必要がある。
- (5) PFI方式による官庁施設整備については、施設整備の緊急度、将来の財政負担の見通し等を勘案しながら、今後の事案への導入可能性を個々に検討することが必要である。

3. 既存ストックの有効活用

- (1) 既存ストックの有効活用にあたり、施設寿命を延伸するための改修については、緊急度の高いものから計画的に推進する必要がある。

- (2) 官庁施設のバリアフリー化については、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、エレベータの設置等の整備を積極的に推進する必要がある。
- (3) 安全・安心の確保に資する防災拠点施設整備については、災害時に地域の防災拠点となる施設等について、必要とされる耐震安全性確保のため耐震改修等の整備を積極的に推進する必要がある。
- (4) 環境負荷低減に配慮し、グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）の整備及び既存官庁施設のグリーン改修を推進する必要がある。

第3章 平成15年度実施施設整備の現況等調査結果の概要

平成16年度各省各庁営繕計画書に関する意見書の作成に当たり、その基礎資料とするため、平成15年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に基づき、意見書に掲載された事項の実施状況について調査を行った。

この調査の集計結果は以下のとおりであるが、平成15年度の各省各庁の営繕計画は、概ね意見書の緊急度に基づいて実施されている。

表1.3.1 平成15年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（金額比較）

緊急度		A区分		B区分	
		実施額（百万円）	実施率（%）	実施額（百万円）	実施率（%）
意見書記載	継続	58,419	71.0	139,873	89.1
	特A	10,591	94.5	3,490	98.3
	A	8,193	60.6	5,360	17.9
	B	31	4.3	0	0.0
	C,D,E	0	0.0	0	0.0
	評点外	8,186	90.4	145,700	13.7
小計		85,420	73.1	294,423	23.4
追加分		15,901		14,182	
合計		101,321		308,605	

（注1）実施額は、平成15年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、平成15年度当初予算、平成14年度補正予算等で予算化されたもの。

（注2）実施率は、平成15年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された額を100として算出した。

（注3）評点外は、小規模な改修等を一括計上したものである。

（注4）追加分は、平成15年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

表 1 . 3 . 2 平成 1 5 年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（件数比較）

緊急度		A 区分		B 区分	
		実施件数	実施率（％）	実施件数	実施率（％）
意見 書 記 載	継 続	6 3	9 2 . 6	1 7 9	8 6 . 5
	特 A	3 0	6 8 . 2	1 2	1 0 0 . 0
	A	1 4 7	6 2 . 3	1 5 1	3 9 . 5
	B	3	4 2 . 9	0	0 . 0
	C,D,E	0	0 . 0	0	0 . 0
	評点外				
小 計		2 4 3	6 8 . 5	3 4 2	5 6 . 9
追加分		3 6		8 0	
合 計		2 7 9		4 2 2	

（注 1）実施件数は、平成 1 5 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、平成 1 5 年度当初予算、平成 1 4 年度補正予算等で予算化されたもの。

（注 2）実施率は、平成 1 5 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された件数を 1 0 0 として算出した。

（注 3）評点外は、件数が不明のものが多いため集計から除外した。

（注 4）追加分は、平成 1 5 年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注 5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

第 2 部

平成 1 6 年度各省各庁営繕計画書 に対する個別意見

国会

1. 個別意見

[衆議院]

国会議事堂本館について、経年による老朽、議会機能の増大及び複雑化に対処するため、計画的な整備が必要である。その他の施設については、経年による老朽の解消、施設の不備等への対応のため計画的な整備が必要である。

P F I 方式による赤坂議員宿舎の整備については、引き続き推進する。

[参議院]

国会議事堂本館について、経年による老朽、議会機能の増大及び複雑化に対処するため、計画的な整備が必要である。また傍聴参観・テレビ中継施設については、引き続き計画的な整備が必要である。

その他の施設については、経年による老朽の解消、施設の不備等への対応等のため計画的な整備が必要である。

[国立国会図書館]

東京本館について、関西館の開館に伴う組織の一部移転により、閲覧室・事務室等の再配置による改修及び経年による老朽化に対応した施設の改修を引き続き実施する必要がある。

関西館の不動産購入については、引き続き計画的に実施する必要がある。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

[衆議院]

意見書に掲載されなかった事案が24件実施された。

[参議院]

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が8件実施されたが、そのうち4件は平成14年度補正計上分であった。

[国立国会図書館]

緊急度Aについて非常に高い割合で実施された。

最高裁判所

1. 個別意見

裁判所の施設としては、最高裁判所庁舎、司法研修所、書記官研修所・家庭裁判所調査官研修所等の研修施設（10施設）、高等裁判所（9施設）、地方裁判所（42施設）、家庭裁判所（20施設）、地方・家庭裁判所支部（203施設）、簡易裁判所（185施設）の計470施設のうち、コンクリートブロック造庁舎の老朽の著しい施設や事件数及び職員数の増加に伴う狭あい、施設の不備の著しい施設等、未整備庁舎が122施設あり、裁判環境及び執務環境の改善を図るため、計画的かつ早急な整備が必要である。

また、PFI方式による東京簡裁墨田分室庁舎整備については、将来の財政負担の見通し等を勘案し、検討を進めることが必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特Aについて非常に高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が6件追加されたが、そのうち5件は、平成14年度補正計上分であった。

会計検査院

1. 個別意見

経年による老朽、施設の不備への対応のため、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。

内閣及び人事院

1. 個別意見

[内閣]

情報収集衛星地上施設に係る所要の整備について、計画的かつ早急な実施が必要である。

[人事院]

経年による老朽の著しい施設について、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

[内閣]

緊急度Aについて実施された。

[人事院]

意見書に掲載された事案は実施されなかった。

内閣府

1. 個別意見

[内閣本府]

本府庁舎については、経年による老朽や狭あい、分散が著しいため、計画的な整備が必要である。

内閣総理大臣新官邸については、昭和62年の閣議了解に基づき、引き続き計画的かつ早急な整備が必要である。

迎賓館については、建設後94年、昭和49年の大改修後29年が経過しており、経年による老朽が著しいため、計画的な整備が必要である。

京都迎賓館（仮称）については、平成6年の閣議了承に基づき、引き続き計画的な整備が必要である。

[宮内庁]

皇居には、宮殿、宮内庁庁舎等がある。赤坂御用地には、東宮御所及び皇族の住居等があり、他御用地に皇族の住居がある。別地に、那須御用邸と御料牧場（栃木県）、須崎御用邸（静岡県）、葉山御用邸（神奈川県）があり、近畿地方に京都御所、桂離宮、修学院離宮及び正倉院がある。なお、昭和天皇始め歴代天皇の陵墓は1都2府30県（総数896：458ヶ所）に散在している。歴史のある施設が多く、経年による老朽の進んでいる施設等について、改修等による計画的な整備が必要である。

[警察庁]

警察学校（63校）、警察機動隊（63隊）等については、昭和40年代に整備された施設が多く、経年による老朽・狭あいや施設の不備を解消するため、計画的な整備が必要である。PFI方式による施設整備が計画されているが、将来の財政負担の見通し等を勘案し検討を進めることが必要である。

[防衛庁]

戦前に建設された施設が全体の9.6%を占める等、経年による老朽を生じている施設が多く、施設の不備の解消とあわせて、防衛施設が常に安定的に使用できるよう計画的な整備が必要である。

[防衛施設庁]

防衛施設庁は全国27都道府県（46施設）であり、経年による老朽の著しい施設に

ついて、計画的な整備が必要である。

2．平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

[内閣本府]

緊急度 A について高い割合で実施された。

[宮内庁]

緊急度 A について実施された。

[警察庁]

緊急度特 A 及び A について高い割合で実施された。

[防衛庁]

緊急度 A について実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が 3 件実施された。

[防衛施設庁]

緊急度 A について実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が 1 件実施された。

総務省

1. 個別意見

[人事・恩給局]

経年による老朽を考慮し、計画的な整備が必要である。

[統計局]

総務省第二庁舎に関し、経年による老朽の著しい部分について計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

総合通信関係の庁舎は、合同庁舎等の建設によりおおむね整備されたが、経年による老朽の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が6件実施されたが、そのうち2件は平成14年度補正計上分であった。

法務省

1. 個別意見

[法務本省等]

合同庁舎の整備等に伴いおおむね整備されたが、経年による老朽の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

[検察庁]

順次整備されてきているが、経年による老朽の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

[公安調査庁]

整備は比較的進んでいるが、経年による老朽が進んでいる法務総合庁舎に入居している事務所等について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

(矯正施設)

明治、大正及び昭和初期に建設された施設等について、過剰収容状態の解消、経年による老朽及び施設の不備による管理運営上の問題等への対応のため、計画的かつ早急な整備が必要である。

[地方支分部局]

(法務局)

順次整備されてきているが、経年による老朽の解消、登記事務処理のコンピューター化及びブックレスシステム導入のため、平成7年7月の民事行政審議会答申に基づく施設の適正配置との整合性を図りつつ、計画的な施設整備が必要である。

(地方更生保護委員会・保護観察所)

整備は比較的進んでいるが、経年による老朽が進んでいる法務総合庁舎に入居している事務所等について、計画的な整備が必要である。

P F I方式により苫小牧法務総合庁舎の整備が計画されているが、将来の財政負担の見直し等を勘案し、検討を進めることが必要である。

2 . 平成 1 5 年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特 A 及び A について実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が 2 件実施された。

外務省

1. 個別意見

在外公館については、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)第9条に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[外務本省等]

本省庁舎は、経年による老朽及び施設の不備の解消のため、改修による計画的な整備を引き続き実施する必要がある。

その他の施設については、経年による老朽等の対応のため、改修による計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて実施された。

財務省

1. 個別意見

公務員宿舎については、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)第9条第2項に定められた当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費の内容が不明のものがあつた。法律に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[財務本省及び施設等機関等]

経年による老朽の進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

財務局、財務事務所等の庁舎については、合同庁舎等の建設によりおおむね整備されてきたが、全国63施設のうち、約半数で経年による老朽が進んでおり、改修等による計画的な整備が必要である。

税関、税関支署等の庁舎については、合同庁舎等の建設によりおおむね整備されてきたが、新たな行政需要への対応、業務量の急増に伴う狭あい、業務形態の変化に伴う施設の不備への対応のため、計画的な整備が必要である。また、施設の立地条件から老朽の進んでいる施設が多く、改修等による計画的な整備も必要である。

[国税庁]

国税局庁舎については、合同庁舎等の建設によりおおむね整備されているが、税務署庁舎については、全国524署のうち、建築後40年以上を経過したものが37署あり、経年による老朽、業務量の増大に伴う狭あい、高度情報化への対応等により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画と整合を図りつつ、計画的かつ早急な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特Aについて高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が3件実施されたが、これは宿舎の建設に係るPFI事案であつた。

文部科学省

1. 個別意見

[文部科学本省]

経年による老朽化が進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

経年による老朽の進んでいる施設について、計画的な整備が必要である。P F I方式による国立教育研究所（中央合同庁舎第7号館）の整備については、引き続き推進する。

[文化庁]

独立行政法人に追加現物出資を行う施設については、引き続き整備を実施する必要がある。また、経年による老朽が進んでおり、狭あいが著しいものについては、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度A及びBについて実施された。なお、営繕計画書に掲載されなかった事案が4件実施された。

厚生労働省

1. 個別意見

厚生保険特別会計、国民年金特別会計及び国立病院特別会計については、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年 法律第181号）第9条第2項に定められた当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費の内容が不明であった。法律に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[厚生労働本省]

合同庁舎の整備等によりおおむね整備されているが、経年による老朽の進んでいる施設があり、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

試験研究機関については、経年による老朽の解消及び施設の不備、新たな行政需要に対応するため、計画的な施設整備が必要である。特に筑波研究学園都市の施設については、経年による老朽化に対して機能を維持するために、計画的な整備が必要である。

国立保健医療科学院については、引き続き計画的な整備が必要である。

検疫所については、全国107箇所のうち、合同庁舎入居81箇所、単独庁舎5箇所、その他21箇所あり、経年による老朽及び業務の変化に伴う施設の不備により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画との整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

更正援護機関については、入居者の障害の重度化や社会福祉情勢の変化による狭あい、施設の不備等により、施設サービス、運営に支障を来していることから、計画的な施設整備が必要である。

[地方支分部局]

地方厚生局については、おおむね整備済みであるが、施設の不備、分散等に対応した計画的な整備が必要である。

都道府県労働局については、施設の分散及び経年による老朽により、業務の効率性、利用者の利便に支障を来している施設が多いことから、合同庁舎整備計画との整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

労働基準監督署については、全国346施設のうち、昭和40年以前の建設が14施設、昭和41年から50年までに106施設が整備され、経年による老朽等により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画との整合を図りつ

つ、計画的な整備が必要である。

職業安定所については、全国615施設のうち、昭和40年以前の建設が30施設、昭和41年から50年までに142施設が整備され、経年による老朽、業務量の増大に伴う狭あい等により、業務に支障を来している施設が増加していることから、計画的かつ早急な整備が必要である。

[労災介護施設]

老朽、狭隘の解消を図るため、計画的な整備が必要である。

[職業能力開発校]

老朽の解消、施設の不備等に対応するため、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A及びAについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が29件実施され、そのうち6件が平成14年度補正計上分であった。

農林水産省

1. 個別意見

食糧管理特別会計、国有林野事業特別会計及び国営土地改良事業特別会計については、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年 法律第181号）第9条第2項に定められた当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費の内容が不明であった。法律に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[農林水産本省等]

経年による老朽の進んでいる施設について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

経年による老朽の著しい施設等について、計画的な整備が必要である。

[特別の機関]

筑波研究学園都市の施設については、経年による老朽化等に対して機能を維持するために、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

経年による老朽、施設の不備等により業務に支障を来している施設が多く、計画的な整備が必要である。特に、統計・情報センターについては、全国272施設のうち、単独庁舎の約71%にあたる137施設が昭和30年代から40年代にかけて整備され、経年による老朽等により業務に支障をきたしている施設が増加していることから、合同庁舎整備計画、統廃合計画との整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A、A及びBについて高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が7件実施されたが、そのうち1件は平成14年度補正計上分であった。

経済産業省

1. 個別意見

[経済産業本省等]

経年による老朽の進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

2005年日本国際博覧会「愛・地球博」政府出展パビリオンについて、博覧会開催に向け、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

経年による老朽の進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

経年による老朽の進んでいる施設等について、計画的な整備が必要である。

[特許庁]

経年による老朽が進んでおり、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度Aについて高い割合で実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が5件実施された。

国土交通省

1. 個別意見

[国土交通本省]

経年による老朽の進んでいる施設について、計画的な整備が必要である。

[施設等機関]

研究施設は経年による老朽及び研究の高度化、業務の拡大による施設の不備等が著しいため、計画的かつ早急な整備が必要である。特に筑波研究学園都市の施設については、経年による老朽化に対して機能を維持するために、計画的な整備が必要である。

[地方支分部局]

合同庁舎等の建設によりおおむね整備されたが、経年による老朽及び施設の分散により、業務の効率性、利用者の利便に支障を来している施設があるため、合同庁舎整備計画と整合を図りつつ、計画的な整備が必要である。

P F I方式による東京国道工事事務所（九段第3合同庁舎）の整備を引き続き推進する。

[河川・道路・港湾・航空局]

経年による老朽、施設の不備等が著しい施設について、計画的な整備が必要である。

[自動車交通局]

業務量の増大に対応した施設の整備を順次実施する必要がある。また、検査部門の独立行政法人に追加現物出資を行う施設については、引き続き整備を実施する必要がある。

[海上保安庁]

合同庁舎の建設に伴い整備は進んでいるが、旧軍施設及び借用施設を含め、狭あい、施設の不備、老朽により業務に支障を来している施設が多く、早急に整備する必要がある。また、組織改編、業務の多様化、複雑化に対応できる施設の整備が急務となっている。

[気象庁]

気象官署は、山岳、離島等、施設の耐久性上、悪条件下に立地する施設が多く、また、全国165施設のうち、戦前の建物を含め、昭和40年度までに55施設、以後、昭和

50年度までに36施設が整備され、経年による老朽及び施設の不備等により業務に支障を来している施設が増加していることから、合同庁舎整備計画と調整を図りつつ、計画的かつ早急な整備が必要である。特に筑波研究学園都市の施設については、経年による老朽化に対して機能を維持するために、計画的な整備が必要である。

2. 平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A、Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が23件実施された。

環境省

1．個別意見

自然公園等事業における営繕事業については、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)第9条に基づく営繕計画書の提出が必要である。

[環境本省]

国民公園等、自然保護事務所等の施設について、経年による老朽の解消及び新たな行政需要等に対応するため、計画的な整備が必要である。

2．平成15年度施設整備の現況等調査の分析結果

緊急度特A、Aについて実施された。なお、意見書に掲載されなかった事案が1件実施された。